海　陽　ヨ　ッ　ト　ハ　ー　バ　ー
指　定　管　理　者　募　集　要　項

２　０　２　５　年　７　月

愛　知　県　都　市　・　交　通　局

目　　次

第１　施設の概要
　１　名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　設置目的・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　３　沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　４　所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　５　施設の規模等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　６　施設の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　７　利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　８　ネーミングライツ（施設等の命名権付与）・・・・・・・・・・・・・・２

第２　募集の内容
　１　指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２　指定管理者が行う管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　３　業務分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　４　リスク分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　５　指定の期間（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　６　業務に必要な経費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第３　申請に係る事項
　１　指定管理者の申請資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　２　申請手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３　指定管理者業務の実施に関する計画書の作成・・・・・・・・・・・・・５

第４　審査及び指定管理者候補者の選定に係る事項
　１　審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２　審査の日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　３　愛知県都市・交通局指定管理者等選定会議・・・・・・・・・・・・・・７
　４　審査基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第５　指定管理者の指定及び協定締結に係る事項
　１　指定管理者の候補者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２　指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　３　指定管理者との協定締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第６　業務の適正な実施に関する事項
　１　業務の再委託等の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　２　暴力団の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　３　個人情報の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　４　情報公開への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　５　災害等発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　６　法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第７　業務の継続が困難となった場合の措置について
　１　指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合・９
　２　その他の事由により業務の継続が困難となった場合・・・・・・・・・・９

第８　申請に関する留意事項
　　１　審査の対象又は優先交渉者からの除外・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　２　業務開始前における指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　３　申請書類等の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　４　費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　５　言語、通貨及び単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　６　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第９　事業実施状況のモニタリング（監視）等
　　１　モニタリング（監視）、評価の実施及び結果の公表・・・・・・・・・・10
　　２　県の監査委員による監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　３　指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　　４　業務の引継ぎについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第10 問い合わせ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

別表１　業務分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
別表２　リスク負担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

別紙１　審査基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
別紙２　個人情報取扱事務委託基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

○様式・資料については、「資料・様式編」を参照してください。

海陽ヨットハーバー指定管理者募集要項

愛知県（以下「県」という。）は、海陽ヨットハーバーについて、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項、愛知県港湾管理条例（昭和２９年愛知県条例第４４号。以下「条例」という。）及び指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成１７年愛知県条例第５２号）の規定に基づき、以下のとおり海陽ヨットハーバーの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第１　施設の概要

１　名　称

海陽ヨットハーバー（愛称：豊田自動織機 海陽ヨットハーバー）

２　設置目的・役割

ディンギー型ヨットを中心とするヨット専用のハーバーであり、海洋性レクリエーションの振興及びヨットを通じた海事思想の普及・啓発を行い、もって県民の福祉を増進する。

３　所在地

愛知県蒲郡市海陽町一丁目７番地

※　資料１「海陽ヨットハーバー案内図」参照

４　沿　革

平成５年４月	施設利用開始、同時に愛知県港営協会に管理委託
平成６年	第４９回わかしゃち国体「ヨット競技会場」
平成18年４月	愛知県都市整備協会が指定管理者として管理運営開始 （指定期間５年間）
平成23年４月	愛知県都市整備協会が指定管理者として管理運営開始 （指定期間５年間）
平成28年４月	愛知県都市整備協会が指定管理者として管理運営開始 （指定期間５年間）
平成29年７月	２０１７年テーザー級世界選手権大会「ヨット競技会場」
平成29年９月	クラブハウス（東棟・西棟）、屋根付広場、艇庫、浮桟橋、 コンテナヤードの新設及び既存施設の改修工事完了
平成29年10月	セーリングワールドカップ 愛知・蒲郡大会「ヨット競技会場」
令和３年４月	愛知県都市整備協会が指定管理者として管理運営開始 （指定期間５年間）

５　施設の規模等

野積場　　１８，０５９．６２㎡

［ディンギー型ヨット ５１７艇分、クルーザー型ヨット ４２艇分］

荷役機械

固定式起重機（クレーン）	１基 ［９ｔ吊り］
移動式荷役機械（ボートキャリア）	１基 ［８ｔけん引］
給水施設	３１基
係留施設（浮桟橋）	４基

港湾厚生施設

クラブハウス中央棟（平成５年建築　鉄骨造２階建	１，２９０．８９㎡）１棟
クラブハウス東棟（平成２９年建築　鉄骨造平屋	７１６．３０㎡）１棟
クラブハウス西棟（平成２９年建築　鉄骨造平屋	７０３．７８㎡）１棟

※　図面等においては、クラブハウス中央棟を１号クラブハウス、同東棟を２号クラブハウス、同西棟を３号クラブハウスと表記していることがある。

クラブハウス東棟（平成２９年建築　鉄骨造平屋　７１６．３０㎡）１棟

クラブハウス西棟（平成２９年建築　鉄骨造平屋　　　　　　　　７０３．７８㎡）１棟
屋根付広場　（平成２９年建築　鉄骨造　　　　　　　　　１，６４０．３４㎡）１棟
１号艇庫（平成５年建築　鉄骨造２階建（一部３階建）　　１，０５３．９１㎡）１棟
２号艇庫（平成２９年建築　鉄骨造平屋　　　　　　　　　　３３１．２４㎡）１棟
附属ヨット（貸ヨット）　　５０艇
その他施設　泊地、船揚場、緑地、駐車場等
　※　資料２「海陽ヨットハーバー施設平面図・敷地図」参照
主な備品
　救助艇　　　　　　　２艇
　「あゆち」　総トン数:2.8ｔ、艇長:8.10m、定員:13名、ＦＲＰ製
　　※　令和７年度更新予定
　「愛　海」　総トン数:0.6ｔ、艇長:4.41m、定員: 6名、ゴム製
自家用軽四輪貨物車　　１台　［最大積載量３５０ｋｇ］
乗用草刈機　　　　　　１台
高圧洗浄機　　　　　　２台
フォークリフト　　　　１台
災害応急対策における位置付け：浜岡原子力発電所において、原子力災害が発生した場合は避難経由所となる施設

６　施設の利用状況

　※資料３「海陽ヨットハーバーの利用状況」参照

７　利用料金

　※資料４「現行利用料金一覧表」参照

８　ネーミングライツ（施設等の命名権付与）

海陽ヨットハーバーでは、令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの間、株式会社豊田自動織機をネーミングライツパートナー（以下、「パートナー」という。）としてネーミングライツを導入しており、令和８年４月１日以降の期間もネーミングライツが更新されることがあります。

このため、指定管理者は、県とパートナーが締結した契約に従い、看板、ウェブページ、広報チラシ等において、愛称（１に記載のとおり）を施設の名称として使用するなどの必要があります。

なお、愛称については、県とパートナーが締結した契約の期間の満了により、変更される可能性があります。

第２　募集の内容

１　指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）

（１）条例第７条の規定により物件の撤去を命じ、又は港湾施設の利用を停止し、若しくは禁止すること。
（２）条例第８条の規定により港湾施設の利用を許可すること。
（３）条例第１１条第３項第２号（第１１条の２第７項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の利用の中止を承認すること。
（４）条例第１３条第１項の規定により第８条の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用場所の変更等を命ずること。
（５）条例第１３条第２項の規定により船舶等又は工作物を自ら撤去し、又はその命じた者等に撤去させ、及び撤去すべき旨等を公告すること。
（６）条例第１４条の規定により港湾施設の原形復旧に係る検査をすること。
（７）その他港湾施設を維持管理し、及び運営すること。
（８）港湾施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受すること。

２　指定管理者が行う管理の基準

（１）関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

（２）海陽ヨットハーバーを利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

（３）指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

（４）（１）から（３）のほか、知事が定める基準

◎　なお、業務及び管理の基準の詳細は「海陽ヨットハーバー管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により定めます。

３　業務分担

県との業務分担は、別表１「業務分担表」のとおりとします。

４　リスク分担

県とのリスク分担は、別表２「リスク分担表」のとおりとします。

５　指定の期間（予定）

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（５年間）

６　業務に必要な経費等

条例第１１条の２第１項に規定する利用料金及び県が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）をもって、業務を行うものとします。県は、海陽ヨットハーバーの管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。この場合の支払時期や方法その他細目的事項については、協議の上決定し、年度別協定で定めます。

額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は認めないこととします。

また、キャッシュレス決済業務に係る経費については、その他の管理運営費と同様に、指定管理者が提案する指定管理料に含めるものとします。

なお、海陽ヨットハーバーの過去３か年の収支状況及び利用料金収入の状況は、資料５―１及び５－２のとおりです。

第３　申請に係る事項

１　指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、指定期間中に海陽ヨットハーバーを安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同する団体（以下「共同体」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、次に掲げる（１）から（６）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

（１）地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して２年を経過しないものでないこと、及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員に、次のアからウのいずれかに該当する者がないこと。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

（３）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（４）法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（６）申請書類提出の日から指定管理者候補者の選定通知を受けた日までに愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

２　申請手続等

申請は、次の必要な書類を作成のうえ提出してください。

なお、共同体による申請の場合には、（２）ウの「申請する法人等に関する書類」は構成員であるすべての法人等のものを提出してください。

また、中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合による申請の場合で、申請書類提出時点で業務の配分を受ける組合員が決まっている場合には、（２）ウの「申請する法人等に関する書類」は配分を受けるすべての組合員のものを提出してください。

（１）提出部数

申請書類は、原本１部、副本１４部（なお、（２）ウ（エ）については、副本２部）を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、副本には原本証明をしてください。

なお、原本、副本とも目次・ページ数を付け、二穴綴じファイルに綴じるとともに、ファイルの表紙及び背表紙に申請者及び申請する公の施設の名称を明記してください。

（２）申請書類

ア　指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式１－１）

イ　指定管理者業務の実施に関する計画書・・・・・
（様式２－１、２―２、３－１～１８）

ウ　申請する法人等に関する書類

（ア）定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

（イ）法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

（ウ）申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近３事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）

（エ）法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する過去３年分の納税証明書並びに過去３年分の法人税申告書（別表及び勘定科目明細書を含む。）の写し（グループ企業で連結納税を行っている場合には、当該申告書の写しを提出してください。）

なお、貸借対照表及び損益計算書（原価報告書を含む。）において、その他流動資産、その他流動負債、その他営業外収益、その他営業外費用、雑収入、雑支出、雑費、経費等、集合的な勘定科目を使用している場合には、勘定科目明細書に記載されている場合を除き、内訳を提出してください。

（オ）社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・・（様式４）

（カ）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式５－１、５－２）
※　法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。
（キ）法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（役員名簿、経営理念・方針、組織図等を記載した書類）
（ク）法人等の主要業務実績一覧、海陽ヨットハーバー等の管理運営業務に関する実績状況・・・・・・・・・・・　・・・・・・・（様式６－１、６－２）
エ　誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式７）
オ　共同体構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・（様式８）
カ　共同体協定書の写し（共同体の場合）・・・・・・・（様式９）
キ　共同体委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・（様式１０）

（３）現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

ア　現地説明会の開催

日　　時：令和７年７月１５日（火）午後２時から
集合場所：海陽ヨットハーバー正面入口前
参加申込：様式１１に、必要事項を記入の上、郵送、ＦＡＸ又は電子メールにより、愛知県都市・交通局港湾課港湾管理グループ宛にお送りください。
申込締切：令和７年７月１１日（金）午後５時まで
留意事項：・現地説明会では、施設の現況、過去の利用料金収入や管理運営費の推移等の詳細情報をご説明し、希望者には施設見学を行いますので、指定管理者に申請する予定の方は、できる限り参加してください。
・参加人数については、１申請者につき２人までとしてください。
・当日配布する資料について、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、愛知県都市・交通局港湾課で配布いたします。

イ　募集内容等に係る質問の受付

受付期間：令和７年７月１５日（火）午後５時まで
質問方法：質疑書（様式１２－１、１２－２）により、郵送、ＦＡＸ又は電子メールにより、愛知県都市・交通局港湾課宛にお送りください。
回答方法：受け付けた質問に対する回答や現地説明会における質疑応答（事業者等独自の提案に関わるものと判断される場合を除く）をとりまとめ、令和７年８月８日（金）を目途に、県のウェブページ（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kowan/）にて回答する予定です。

（４）申請書類の受付

受付期間：令和７年８月２５日（月）から９月１日（月）までの午前９時から午後５時まで
※ただし、土日及び祝日は除きます。
受付場所：愛知県都市・交通局港湾課
受付方法：申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。なお、郵送の場合にも、上記受付期間内必着とします。

（５）留意事項

上記各種書類を郵送、ＦＡＸ又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

３　指定管理者業務の実施に関する計画書の作成

（１）「指定管理者業務の実施に関する計画書総括表」の作成について

様式２－２「指定管理者業務の実施に関する計画書総括表」は、（２）の各計画事項の要点を簡潔に記入してください。

様式２－２の作成においては、フォントは１０．５ポイントとし、行数、行文字数を変更せずに作成してください。

様式２－２は、電子ファイルでも提出してください。

（２）計画の作成について

計画１から計画１８までの事項ごとに所定の様式に指定管理者としての考え方を記入してください。

作成にあたっては、フォントは１０．５ポイントとし、各計画について１～３ページ程度（各計画内で添付する様式については、フォント数、ページ数を問わない。）で記入してください。また、図、表等を使用してもかまいません。

なお、事業協同組合による申請の場合で、申請書類提出時点で業務の配分を受ける組合員が決まっている場合には、業務を行う組合員の名称及び業務の内容、事業協同組合と組合員の責任体制、組合員の脱退時における対応策等を必要に応じて記入してください。

計画一覧

計画－１	平等な利用の確保に関する方針（詳細は様式 3-1）
計画－２	管理運営に関する基本的な考え方（詳細は様式 3-2）
計画－３	日常的、定期的な維持管理についての基本的な考え方（詳細は様式3-3）
計画－４	管理運営に係るＰＲ事項（詳細は様式 3-4）
計画－５	利用者サービス向上への取組（詳細は様式 3-5）
計画－６	緊急時の体制（詳細は様式 3-6）
計画－７	利用者の安全の確保（詳細は様式 3-7）
計画－８	利用促進に関する取組（詳細は様式 3-8）
計画－９	地域や関係機関との連携についての考え方（詳細は様式 3-9）
計画－１０	経費縮減への取組（詳細は様式 3-10）
計画－１１	管理運営に係る収支計画（詳細は様式 3-11-1･3-11-2･3-11-3）
計画－１２	施設管理運営に関する技術等（詳細は様式 3-12）
計画－１３	業務実施体制等の計画・人員配置計画書（詳細は様式 3-13-1･3-13-2）
計画－１４	人材育成の方針（詳細は様式 3-14）
計画－１５	業務の再委託及びその点検方法（詳細は様式 3-15）
計画－１６	個人情報保護及び情報公開に対する考え方（詳細は様式 3-16）

計画－１７	諸規程の整備又は方針（詳細は様式 3-17）
計画－１８	自主事業に関する提案（詳細は様式 3-18）

（３）指定管理者業務の実施に関する計画書作成上の条件

ア　指定管理者業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、当募集要項、仕様書等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

イ　収支計画書（様式３－１１－２）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。

ウ　指定管理者業務の実施に関する計画書はＡ４判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

（４）自主事業に関する提案

指定管理者業務以外に、施設の設置目的を妨げず、かつ、利用者の便宜向上に資することを目的として、施設内において、自らの責任により自主事業を行うことができます。

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、様式３－１８により事業計画を提出してください。

また、上記の目的から本施設には食堂としても活用できるスペース、談話室（自動販売機コーナー）、会議室が設けられていますので、その運営計画についても、自主事業として提案するよう努めてください。

なお、自主事業を行うためには、愛知県公有財産規則に基づく行政財産の使用許可等が必要になるとともに、使用料の支払いが必要となります。

第４　審査及び指定管理者候補者の選定に係る事項

１　審査の方法

県は、愛知県都市・交通局指定管理者等選定会議（以下「選定会議」という。）における審査結果等を踏まえ、指定管理者として最も適切で優秀な団体を指定管理者の優先交渉権者として選定します。なお、最終的には、県議会の議決を経て、愛知県が指定管理者を指定します。

２　審査の日程

審査は、令和７年９月中旬から下旬を予定しています。プレゼンテーション、ヒアリング等を行う場合には、別途連絡します。

３　愛知県都市・交通局指定管理者等選定会議

海陽ヨットハーバーを所管する愛知県都市・交通局職員及び外部有識者等で構成します。

４　審査基準等

指定管理者による公の施設の管理に関する条例第３条第３項各号の基準により、県において、優先交渉権者を選定します。

審査基準ごとの審査の観点及びウエイトは、別紙１のとおりとします。

第５　指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

１　指定管理者の候補者の選定

県は、選定会議より審査結果の報告を受け、最も適切で優秀な団体を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止すること

とし、選定会議において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。
指定管理者の候補者の選定結果は、令和７年１０月下旬頃を目途に、審査を受けた団体のすべてに文書により通知するとともに結果は、県のウェブページなどで公表します。

２　指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。
また、指定管理者の指定をしたときはその旨を文書で通知するとともに公告を行います。

３　指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。
協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を定めることとします。なお、その際に収入印紙の貼付が必要な場合には、指定管理者の負担とします。

（１）基本協定の内容
ア　施設及び業務等に関する事項
イ　指定管理料及び利用料金に関する事項
ウ　事業報告・業務報告に関する事項
エ　物品等に関する事項
オ　業務の一部の再委託に関する事項
カ　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
キ　指定管理者業務に係る情報の公開に関する事項
ク　災害発生時の対応に関する事項
ケ　法令等の遵守に関する事項
コ　事業評価の実施に関する事項
サ　指定期間満了時における事項
シ　損害賠償等に関する事項
ス　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
セ　その他

（２）年度別協定の内容
ア　当該年度の業務内容に関すること
イ　当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
ウ　その他

第６　業務の適正な実施に関する事項

１　業務の再委託等の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることを禁じます。
業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、承認を受けるようにしてください。

２　暴力団の排除

県が利用許可に関する審査基準により、公の施設の暴力団の利益になる利用を排除することとしたときは、指定管理者は、当該審査基準に基づき、これを許可してはなりません。

３　個人情報の取り扱い

指定管理者業務に従事している者及び従事していた者は、海陽ヨットハーバーの指定管理者業務を実施するにあたり知り得た個人情報の内容について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁じます。正当な理由なく当該個人情報を提供した場合は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく罰則が適用される場合があります。

４　情報公開への対応

指定管理者は、海陽ヨットハーバーの指定管理者業務に係る情報については別途情報公開要綱等を策定し、情報公開に努めることとします。

５　災害等発生時の対応

災害等が発生した場合には、指定管理者は速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、これに最大限協力するよう努めなければなりません。

６　法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）、港湾法施行令（昭和２６年政令第４号）、港湾法施行規則（昭和２６年運輸省令第９８号）及び条例並びに愛知県港湾管理条例施行規則（昭和５３年愛知県規則第２０号）のほか、以下の法令の遵守に気をつけてください。

（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条第２項　指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。

第２４４条第３項　指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

（２）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）

（３）消防法（昭和２３年7月２４日法律第１８６号）、水道法（昭和３２年6月１５日法律第１７７号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令

（４）その他海陽ヨットハーバー内で管理運営する業務に関連するすべての法令

第７　業務の継続が困難となった場合等の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合等の措置は、次のとおりとします。

１　指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、指定管理者は速やかにその旨を県に報告するものとします。この場合、県と指定管理者は、指定管理者業務の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者は県に指定の取消しを申し出ることができるものとします。なお、この場合において、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑に支障なく海陽ヨットハーバーの管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

２　その他の事由により業務の継続が困難となった場合等

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、県又は指定管理者は指定の取消しの協議を求めることができるものとします。

なお、海陽ヨットハーバーの指定管理者業務を行っている指定管理者が指定期間終了又は指定取消しなどにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならないこととします。

第８　申請に関する留意事項

１　審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象または優先交渉権者から除外します。

（１）選定会議の委員又は応募に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、応募について不正な接触の事実が認められた場合

（２）申請書類に虚偽の記載があった場合

（３）第３第１項に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満

たさなくなった場合
（４）申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
（５）著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
（６）その他不正な行為があったと県が認めた場合

２　業務開始前における指定の取消し

指定管理者が業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

（１）正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
（２）資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者として行う業務の履行が確実でないと県が認めた場合
（３）著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
（４）１の各項目に該当する場合

３　申請書類等の取り扱い

（１）著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。なお、当該募集において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

（２）特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

（３）記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

（４）返却等

申請書類は審査のため、選定会議の委員に配付することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（５）公表

申請書類は、情報公開の対象文書となるため、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の規定に基づき開示する場合があります。

４　費用負担

申請に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

５　言語、通貨及び単位

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める計量単位としてください。

６　その他

（１）海陽ヨットハーバーに複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることはできます。
（２）指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、選定会議開催日の前日までに、指定管理者指定申請辞退届（様式１－２）により申し出てください。

第９　事業実施状況のモニタリング（監視）等

１　モニタリング（監視）、評価の実施及び結果の公表

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、業務仕様書に基づき、指定管理者から提出される月例業務報告書、実績報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリング（監

視）、評価します。なお、モニタリング（監視）、評価は、次の方法により行います。
（１）県が行う評価
県は、モニタリング等に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況、法令の遵守等）についての事業評価を実施し、その結果を公表します。なお、詳細については協定において定めるものとします。
（２）指定管理者が行う自己評価
指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、県に自己評価調書を提出するものとします。
（３）利用者アンケートの実施
指定管理者は、利用者の満足度をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について愛知県に報告するものとします。
・簡易アンケート（施設の窓口に常時アンケート用紙を備え、利用者に記入していただくなど、簡便な方法で随時実施する）
・詳細アンケート（アンケート用紙を利用者に一斉に送付し、回収・分析するなど、詳細な内容で定期的に実施する）
また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。
（４）外部有識者等の評価・検証
県は、施設の管理運営状況や県のモニタリング実施手順等の評価・検証を目的として、指定期間の中間年度を目途に、外部有識者等で構成する愛知県都市・交通局指定管理者モニタリング会議を開催するため、指定管理者に対して会議への出席、帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

２　県の監査委員による監査

県の監査委員等が愛知県の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

３　指定の取消し等

（１）指定の取消し事由等
第８の２に掲げるほか、次のような場合に、県は、指定管理者に対して指定の取消し等（取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止）の措置を行う場合があります。
ア　指定管理者が関係法令、条例、基本協定又は年度別協定の規定に違反した場合。
イ　指定管理者が関係法令、条例、基本協定又は年度別協定の規定に基づく甲の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められた場合。
ウ　指定管理者の経営状況の悪化又は不可抗力等により、指定管理者業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められる場合。
エ　指定管理者が基本協定に基づく県への報告を行わず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げた場合。
オ　指定管理者が違法行為を行った場合等、指定管理者業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断される場合。
カ　指定管理者が、指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に規定する排除対象法人等に該当すると認められた場合。
キ　指定管理者から第７の１の申し出があった場合。
ク　第７の２の指定の取消しの協議の結果、やむを得ないと判断した場合。
（２）指定が取り消された場合等の賠償
指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

４　業務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合に

は、県の指示に従い円滑な引継ぎに協力していただきます。

第１０　問い合わせ先及び各種書類の提出先

愛知県建都市・交通局港湾課港湾管理グループ
〒460-8501　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎５階）
電　話　０５２－９５４－６５６４（ダイヤルイン）
ＦＡＸ　０５２－９５３－１７９３
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp

（別表１）

業 務 分 担 表

項目		実施者 県	実施者 指定管理者
施設の運営管理 （企画調整、利用受付、利用指導、案内、警備、県民協働、利用促進活動等）			◎
施設の維持管理 （清掃、施設保守点検、設備等法定点検、小規模修繕（※）、安全衛生管理、光熱水費支出等）			◎
周辺住民・利用者からの苦情・要望等対応		（案件により対応） ○	◎
物品管理			◎
施設の法的管理	第２　１記載の事務		◎
	上記以外の事務 （例示）工作物設置等の許可、 行政財産使用許可	◎	
災害時対応 （待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）		（指示等） ○	◎
災害復旧（本格復旧）		◎	
施設の整備、大規模改修(※)、更新		◎	

※ 上記の区分に応じて◎が業務を行うこととします。
　ただし、○は記載事項の範囲で業務を行うこととします。

※ 小規模修繕：通常の維持管理又は毀損したものの原状回復のための修繕
　　　　　　　（例示）クレーン修繕、 監視カメラ修繕、ボイラー修繕等

※ 大規模改修：耐久性を増すための改修
　　　　　　　（例示）船揚場改修等
※ 各負担の区分に応じて◎が責任を負うこととします。
ただし、○は記載事項の範囲で責任を負うこととします。

（別表２）

リスク分担表

種　　類	内　　　　容	負担者 県	負担者 指定管理者
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	指定管理者の責めに帰すことのできない理由により、県からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
利用者の安全確保	利用者の安全を確保するため、事故を未然に防ぐ措置、対応	△	○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

○：主たる負担者　△：従たる負担者

（別 紙　１）

審査基準等

審査基準		審査の観点		配点ウエイト	
1	業務計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られること （条例第３条第３項第１号）	・利用者の平等な利用の確保		確保されない場合は失格	
2	業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的に達成することができるものであること （条例第３条第３項第２号）	・施設の設置目的との整合性		４２	5
		・申請者の取組姿勢			3
		・利用者に対するサービスの　向上			22
		・施設等の利用促進策			9
		・地域等との連携			3
3	業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効率的に達成することができるものであること （条例第３条第３項第２号）	・海陽ヨットハーバーの管理運営に係る県の経費		３０ （※１）	
4	業務計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること （条例第３条第３項第３号）	・申請者の実績等		２３	7
		・人的能力（管理運営組織）			6
		・経営の安定性			5
		・個人情報保護等、諸規程の整備			5
5	その他の基準（※２） （条例第３条第３項第４号）	社会的価値の実現に資する取組（※３）	・環境に配慮した事業活動	5	3
			・障害者等への就業支援		3
			・男女共同参画社会の形成		2
			・仕事と生活の調和		4
			・その他		4
合　計　点　数				１００	

※１　提案額が当該施設の維持管理運営にかかる指定管理料として適当と認められない場合は、他の提案内容にかかわらず指定管理者候補者として選定しません。
※２　愛知県公契約基本方針推進本部決定を踏まえ、「５その他の基準」の「社会的価値の実現に資する取組」の各項目（審査の観点）については、次に掲げる事項を評価し、加点することとしています。
※３　社会的取組の小計点数（１６点満点）に１６分の５を乗じた点数を付与します。

環境に配慮した事業活動

・１ＳＯ１４００１、エコアクション21、ＫＥＳ、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。
・自動車エコ事業所の認定を受けていること。
・あいち生物多様性企業認証を受けていること。

障害者等への就業支援

・障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること。（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。）
・名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者を継続して３か月以上雇用していること。（「協力雇用主の登録」のみである場合は２分の１の点数とする。）
・障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること。

男女共同参画社会の形成
・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること。（本要件の一つである「女性の活躍促進宣言の提出」のみである場合は２分の１の点数とする。）
・えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること。

仕事と生活の調和
・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。
・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。
・くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること。
・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること。

その他
・（エコモビリティライフの推進）あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。
・（安全なまちづくりと交通安全の推進）愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること。
・（健康づくりの推進）愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること。
・（取引適正化の推進）パートナーシップ構築宣言を公表していること。

（別　紙　2）

個人情報取扱事務委託基準

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

２　乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第９項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

（管理体制）

第２　乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

（秘密の保持）

第３　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（従業者の明確化等）

第４　乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

２　乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

３　乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（再委託の禁止）

第５　乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

２　乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（目的外収集、利用の禁止）

第６　乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（複写、複製の禁止）
第７　乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。
（第三者への提供の禁止）
第８　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）
第９　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
（安全管理措置に関する事項）
第１０　乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
（資料等の返還等）
第１１　乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
２　乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
（第三者等からの回収）
第１２　乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
（報告検査等）
第１３　甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
（事故の場合の措置）
第１４　乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
（損害賠償）
第１５　乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

海陽ヨットハーバー
指定管理者募集要項　様式・資料編

様式名称	様式番号	頁
指定管理者指定申請書	（様式１－１）	1
指定管理者指定申請辞退届	（様式１－２）	2
指定管理者業務の実施に関する計画書	（様式２－１）	3
指定管理者業務の実施に関する計画書総括表 （海陽ヨットハーバー）	（様式２－２）	4
計画－１　「平等な利用の確保に関する方針」	（様式３－１）	6
計画－２　管理運営に関する基本的な考え方」	（様式３－２）	7
計画－３　「日常的、定期的な施設の維持管理についての基本的な考え方」	（様式３－３）	8
計画－４　「管理運営に係るＰＲ事項」	（様式３－４）	9
計画－５　「利用者サービス向上への取組」	（様式３－５）	10
計画－６　「緊急時の体制」	（様式３－６）	11
計画－７　「利用者の安全の確保」	（様式３－７）	12
計画－８　「利用促進に関する取組」	（様式３－８）	13
計画－９　「地域や関係機関との連携についての考え方」	（様式３－９）	14
計画－１０「経費縮減への取組」	（様式３－１０）	15
計画－１１　「管理運営に係る収支計画」	（様式３－１１－１）	16
収支計画書	（様式３－１１－２）	17
利用料金提案書	（様式３－１１－３）	18
計画－１２　「施設管理運営に関する技術等」	（様式３－１２）	19
計画－１３　「業務実施体制等の計画」	（様式３－１３－１）	20
人員配置計画書	（様式３－１３－２）	21
計画－１４　「人材育成の方針」	（様式３－１４）	23
計画－１５　「業務の再委託及びその点検方法」	（様式３－１５）	24
計画－１６　「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」	（様式３－１６）	25
計画－１７　「諸規程の整備又は方針」	（様式３－１７）	26
計画－１８　「自主事業に関する提案」	（様式３－１８）	27
社会的価値の実現に資する取組に関する申告書	（様式４）	28
法人等概要書、法人役員等一覧	（様式５－１・２）	30･31
主要業務実績一覧、管理運営業務に関する実績状況	（様式６－１・２）	32･33
誓約書	（様式７）	34
共同体構成員届	（様式８）	35
海陽ヨットハーバー管理運営業務に関する共同体協定書	（様式９）	36
委任状	（様式１０）	37
海陽ヨットハーバー指定管理者募集に係る現地説明会の参加について	（様式１１）	38
海陽ヨットハーバー指定管理者申請に係る質疑書	（様式１２－１・２）	39‣40
（資料）		
海陽ヨットハーバー案内図	（資料１）	41
海陽ヨットハーバー平面図・敷地図	（資料２）	42～44
海陽ヨットハーバーの利用状況	（資料３）	45

現行利用料金一覧表	（資料４）	46
海陽ヨットハーバーの収支状況	（資料５－１）	48
海陽ヨットハーバーの利用料金収入の状況	（資料５－２）	49
地方自治法（抜粋）	（資料６）	50
関係条例・規則	（資料７）	52

（様式１－１）

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

申請者　　主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例第３条第２項の規定により申請します。

記

公の施設の名称
　海陽ヨットハーバー

（添付書類）
1　指定管理者業務の実施に関する計画書
2　定款又はこれに準ずるもの
3　申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
4　知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
5　組織及び運営に関する事項を記載した書類
6　現に行っている業務の概要を記載した書類
7　その他知事が必要と認める書類

（様式１－２）

指定管理者指定申請辞退届

年　　月　　日

愛知県知事　殿

申請者　　主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けるため　　年　　月　　日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

記

公の施設の名称
海陽ヨットハーバー

申請辞退理由：

（様式２－１）

指定管理者業務の実施に関する計画書

施 設 名	海陽ヨットハーバー
所在地	
名称	
代表者氏名	
ＴＥＬ	
ＦＡＸ	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

（様式２－２）

指定管理者業務の実施に関する計画書総括表（海陽ヨットハーバー）

申請者の名称（所在地）	
平等な利用の確保に関する方針（詳細は様式 3-1）	
管理運営に関する基本的な考え方（詳細は様式3-2）	
日常的、定期的な維持管理についての基本的な考え方（詳細は様式3-3）	
管理運営に係るＰＲ事項（詳細は様式3-4）	
利用者サービス向上への取組（詳細は様式3-5）	
緊急時の体制（詳細は様式3-6）	
利用者の安全の確保（詳細は様式3-7）	
利用促進に関する取組（詳細は様式3-8）	
地域や関係機関との連携についての考え方（詳細は様式3-9）	
経費縮減への取組（詳細は様式3-10）	
管理運営に係る収支計画（詳細は様式3-11-1･3-11-2･3-11-3）	
施設管理運営に関する技術等（詳細は様式3-12）	
業務実施体制等の計画・人員配置計画書（詳細は様式3-13-1･3-13-2）	
人材育成の方針（詳細は様式3-14）	
業務の再委託及びその点検方法（詳細は様式3-15）	

個人情報保護及び情報公開に対する考え方 （詳細は様式3-16）	
諸規定の整備 （詳細は様式3-17）	
自主事業に関する提案 （詳細は様式3-18）	

（様式３－１）

「平等な利用の確保に関する方針」

海陽ヨットハーバーを管理運営するうえで、利用者の平等な利用の確保に関する方針について記入してください。

（様式３－２）
「管理運営に関する基本的な考え方」

海陽ヨットハーバーの設置目的を踏まえ、どのような管理運営を行っていくか基本的な考え方を記入してください。（運営方針、理念等）

（様式３－３）

「日常的、定期的な維持管理についての基本的な考え方」

海陽ヨットハーバーの日常的、定期的な安全管理、植栽管理、清掃、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。 また、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。
(1) 基本的な考え方及び重視するポイント (2) 具体的な方法、内容、頻度等 ①安全管理 ②植栽管理 ③清掃 ④設備保守点検 ⑤施設の修繕 ⑥その他

（様式３－４）

「管理運営に係るＰＲ事項」

当該施設管理に対する参加意欲、抱負、ＰＲしたい事項について記入してください。

（様式３－５）
「利用者サービス向上への取組」

利用者サービスの向上に対する取組について記入してください。
(1) どのようにして海陽ヨットハーバーの利用者ニーズの把握と分析を行い、管理運営に反映するか記入してください。   (2) トラブルが発生した場合や苦情等が寄せられた場合の対処方法や考え方について記入してください。   (3) その他の取組（接遇、利用者指導等）について記入してください。

（様式３－６）
「緊急時の体制」

事故や災害発生時などの緊急時の体制について、連絡方法及び対応を含めて記入してください。また、事故や災害発生時に的確に対応するための平時の取組（職員研修や施設の構成・構造や特性を踏まえた訓練の実施等）についても、具体的に記入してください。

（様式３－７）

「利用者の安全確保」

利用者の安全を確保するための活動や救助活動についての対応体制について、現時点でできるかぎり具体的に計画を記入してください。 ※日常の安全確保の活動・体制等

（様式３－８）
「利用促進に関する取組」

海洋性レクリエーションの振興と海事思想の普及を目的とする利用促進、利用者増に関する目標値について記入するとともに、その具体的な方針や手法（ヨット人口の拡大や学生、社会人の個人利用の増加等）について記入してください。
(1) 目標値   (2) 方針及び手法

（様式３－９）
「地域や関係機関との連携についての考え方」

海陽ヨットハーバーの管理運営にあたり、住民との協働や、地域や団体、関係機関との連携の考え方について記入してください。

（様式３－１０）
「経費縮減への取組」

海陽ヨットハーバーの管理運営にあたり、どのようにして効率的な管理運営を行うか、経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。

（様式３－１１－１）
「管理運営に係る収支計画」

収支計画書（様式３－１１－２）を作成するとともに、その積算内訳を添付してください。（様式任意。ただしＡ４判で作成してください。） また、有料施設の利用料金について、承認申請額設定の考え方や理由を利用料金提案書（様式３－１１－３）に記入してください。

（様式３－１１－２）

「収支計画書」

（単位：千円）

区分			R8	R9	R10	R11	R12
利用料金等（収入）	利用料金収入						
	指定管理料						
	自主事業等						
	収入計（ａ）						
管理運営費（支出）	施設管理費	人件費（雇員・直営作業員）					
		植栽管理費					
		保守点検費					
		清掃費					
		警備費					
		修繕費					
		雑工					
	運営費	人件費（事務所職員）					
		人件費（雇員・直営作業員）					
		イベント費					
		光熱水費					
		事務所運営費					
		キャッシュレス決済業務に係る経費					
	管理運営費（支出）計（ｂ）						
収支差（ａ）－（ｂ）							
備考							

※１　人件費には施設管理費、運営費に区分される業務に従事する人員の給与等を記入して下さい。（これらの欄の合計が指定管理業務全体の人件費となります。
なお、添付書類である「積算内訳」（様式任意）においては、１時間あたりの単価や１ヶ月あたりの給料支給額、労働時間等を記載してください。）
また、植物管理、施設管理、清掃管理、警備等にかかる**直営作業の人件費**は、それぞれの項目ごとに配分するのではなく、**「施設管理費」又は「運営費」の「人件費」の中に計上**してください。

※２　施設管理費のうち、「植栽管理費」、「保守点検費」、「清掃費」及び「警備費」については、次の内容を含めてください。
植栽管理費…樹木、芝生、花壇、草地、樹林等に係る樹木の剪定、芝刈り、除草、病害虫防除及び施肥の実施等に要する費用。
施設管理費…給排水施設、建築物、電気設備、機械設備、建築物付属備品、工作物等に要する費用。
清掃費…建物内、屋外及びトイレ等の清掃、建物内、屋外等に設置しているごみ箱のごみの収集、運搬及び収集したゴミの搬送、並びに廃棄物処理等に要する費用。
警備費…機械警備、駐車場整理等に要する費用。

※３　事務所運営費には、通信・送信費、印刷製本費、消耗品費、消耗備品費、手数料、会議費、保険料、租税公課費、旅費交通費等を含めてください。

※４　キャッシュレス決済業務に係る経費には、キャッシュレス決済の実施に必要となる設備等の導入及び保守点検その他の費用に要する費用、キャッシュレス決済に係る支払手数料等を記入してください。（ただし、自主事業分の決済手数料、自主事業分の決済手数料及び利用料金等と自主事業に関する収入を分別するために要するPOSレジ導入費用は含めないで下さい。）

※５　その他特記事項（考え方等）があれば、備考に記入してください。

※６　**積算内訳を添付してください。（なお、積算根拠が分からない場合等について、追加で資料の提出をお願いすることがあります。）**

（様式３－１１－３）

「利用料金提案書」

○利用料金の設定に係る考え方等について記入してください。

○個々の利用料金制導入施設について、利用料金の承認申請料金を記入してください。

港湾施設	区分				単位	使用料の額（単位：円）	令和6年度許可件数（実績）	うち減免	現行料金（単位:円）	承認申請料金（単位:円）
野積場	ヨットを保管するため利用する場合	ディンギー型ヨット	一般利用の場合	学生及び生徒	1隻1日につき	460	4,598	0	480	
				学生及び生徒（オプティミスト級）					340	
				その他の者	1隻1日につき	920	78	0	970	
			専用利用の場合	学生及び生徒	1隻1月につき	4,800	277	0	4,900	
				学生及び生徒（オプティミスト級）					3,500	
				その他の者	1隻1月につき	9,700	495	0	9,700	
		その他のヨット	一般利用の場合	艇長５ｍ未満のもの	1隻1日につき	1,230	92	92	1,290	
				艇長５ｍ以上６ｍ未満のもの	1隻1日につき	1,800	168	138	1,830	
				艇長６ｍ以上７ｍ未満のもの	1隻1日につき	2,300	0	0	2,360	
				艇長７ｍ以上８ｍ未満のもの	1隻1日につき	2,800	0	0	2,910	
				艇長８ｍ以上９ｍ未満のもの	1隻1日につき	3,300	0	0	3,440	
				艇長９ｍ以上のもの	1隻1日につき	3,900	0	0	3,990	
			専用利用の場合	艇長５ｍ未満のもの	1隻1月につき	13,100	21	6	13,100	
				艇長５ｍ以上６ｍ未満のもの	1隻1月につき	18,600	36	34	18,600	
				艇長６ｍ以上７ｍ未満のもの	1隻1月につき	24,100	71	70	24,100	
				艇長７ｍ以上８ｍ未満のもの	1隻1月につき	29,600	121	39	29,600	
				艇長８ｍ以上９ｍ未満のもの	1隻1月につき	35,100	24	0	35,100	
				艇長９ｍ以上のもの	1隻1月につき	40,600	72	0	40,600	
	船台を保管するため利用する場合				1台1月につき	2,500	89	0	2,500	
港湾施設	区分				単位	使用料の額（単位：円）	令和6年度許可件数（実績）	うち減免	現行料金（単位:円）	承認申請料金（単位:円）
係留施設	ヨットを保管するため野積場の利用の許可を受けた者以外の者が利用する場合	ディンギー型	一般利用の場合	学生及び生徒	1隻1日につき	460	208	0	480	
				その他の者	1隻1日につき	920	280	0	970	
		その他のヨット	一般利用の場合	艇長５ｍ未満のもの	1隻1日につき	1,230	0	0	1,290	
				艇長５ｍ以上６ｍ未満のもの	1隻1日につき	1,800	18	18	1,830	
				艇長６ｍ以上７ｍ未満のもの	1隻1日につき	2,300	24	23	2,360	
				艇長７ｍ以上８ｍ未満のもの	1隻1日につき	2,800	3	3	2,910	
				艇長８ｍ以上９ｍ未満のもの	1隻1日につき	3,300	17	7	3,440	
				艇長９ｍ以上のもの	1隻1日につき	3,900	17	12	3,990	
船舶保管施設					1隻1月につき	20,300	226	137	20,300	
港湾厚生施設	ヨットハウス	会議室		会議室Ａ	２時間につき	1,900	24	0	1,940	
				会議室Ｂ	２時間につき	1,600	98	0	1,690	
				会議室Ｃ	２時間につき	1,500	34	0	1,550	
				会議室Ｄ	２時間につき	1,400	700	0	1,510	
				会議室Ｅ	２時間につき	1,300	82	0	1,430	
				会議室Ｆ	２時間につき	1,200	115	0	1,320	
				会議室Ｇ	２時間につき	800	55	0	880	
				会議室Ｈ	２時間につき	600	17	0	630	
		船具用ロッカー			1個1月につき	4,700	60	0	4,800	
		附属ヨット	学生及び生徒		1隻1日につき	4,100	208	0	4,190	
			学生及び生徒（１人乗り用のみ）						3,560	
			その他の者		1隻1日につき	5,200	280	0	5,350	
			その他の者（１人乗り用のみ）						4,500	
荷役機械	固定式起重機				１回につき	1,540	181	0	1,610	
					１隻１年につき	31,300	15	0	32,200	
	移動式荷役機械				１回につき	610	140	0	640	
					１隻１年につき	12,400	13	0	12,800	
給水施設					給水量０．５立方メートル	150	8,461	0	150	

備考　ディンギー型ヨットとは、機関を用いて推進することができるヨット以外のヨットで船室を有しないものをいう。

（様式３－１２）

「施設管理運営に関する技術等」

海陽ヨットハーバーの管理運営を行うにあたり、ヨット関係団体が行う競技大会や合宿等への運営支援、専門的な管理運営能力が必要であることから、貴団体が持っている技術、手法及び経験等でアピールしたい事項があれば記入してください。

（様式３－１３－１）

「業務実施体制等の計画」

海陽ヨットハーバーにどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画書」（様式３－１３－２）を作成するとともに、本部と現地の責任体制・業務実施体制も含め、具体的かつ現実的な計画を記入してください。

（様式３－１３－２）

「人員配置計画書」

役職	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数など	雇用形態						職員の年齢層	１週間の勤務時間	人件費単価	備考
			正規	時短	本社兼務	パート	委託	その他（具体的に記入）				

※仕様書を確認し必要な職員を記入してください。

※配置する職員全てについて記入してください。

※役職については、海陽ヨットハーバーを管理運営するうえで必要と思われる役職を記入してください。ただし、総括責任者、所長、副責任者については必ず記入してください。（総括責任者と所長は兼務することができます。）

※能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定のうえ記入してください。

※職員の雇用形態は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

正規職員とは、週４０時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とし、時短は、正規職員のうち１週間の労働時間が４０時間未満の職員とします。

パートは、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層は、２０代、３０代等目安で結構ですので記入してください。

※常勤する職員を除き、貴団体の本社などで海陽ヨットハーバーの管理に係わる人員を置く場合は、「雇用形態」欄の「本社兼務」欄に○印を記入し、週間勤務時間に海陽ヨットハーバー管理運営業務に係わる時間を記入してください。

※人件費単価については、収支計画書(様式3-11-2)に添付する「積算内訳」に記載された単価等を記入してください。

※本表とは別に管理運営に係る勤務ローテーション表（標準１ヶ月：Ａ４判、様式任意）の案を作成し提出してください。

（様式３－１３－２）

「人員配置計画書」（記入例）

役職	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数など	雇用形態						職員の年齢層	１週間の勤務時間	人件費単価	備考
			正規	時短	本社兼務	パート	委託	その他（具体的に記入）				
総括責任者兼所長（ハーバーマスター）	海陽ヨットハーバーのマネージメント全般	１級小型船舶操縦士、ヨットハーバー勤務経験14年	○						４０代	４０ｈ	○○○,○○○円/月	
副責任者①	業務運営、経理全般、庶務事務等	危険物保安監督者、防火責任者、ヨットハーバー勤務経験14年	○						３０代	４０ｈ	△△△,△△△円/月	
副責任者②	業務運営、施設管理、警備等	１級小型船舶操縦士、床上げ操作式クレーン運転者	○						２０代	４０ｈ	□□□,□□□円/月	
スタッフ①	業務運営、企画等	玉賭け技能者、普通救命講習受講、ヨットハーバー勤務経験10年		○					４０代	２５ｈ	●●●,●●●円/月	
スタッフ②	業務運営、競技団体調整等	２級小型船舶操縦士				○			２０代	４０ｈ	○○○○円/時	
スタッフ③	業務運営、経理等	経理事務士３級、簿記資格			○				３０代	４０ｈ	▲▲▲,▲▲▲円/月	

※仕様書を確認し必要な職員を記入してください。

※配置する職員全てについて記入してください。

※役職については、海陽ヨットハーバーを管理運営するうえで必要と思われる役職を記入してください。ただし、総括責任者、所長、副責任者については必ず記入してください。（総括責任者と所長は兼務することができます。）

※能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定のうえ記入してください。

※職員の雇用形態は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

正規職員とは、週４０時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とし、時短は、正規職員のうち１週間の労働時間が４０時間未満の職員とします。

パートは、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層は、２０代、３０代等目安で結構ですので記入してください。

※常勤する職員を除き、貴団体の本社などで海陽ヨットハーバーの管理に係わる人員を置く場合は、「雇用形態」欄の「本社兼務」欄に○印を記入し、週間勤務時間に海陽ヨットハーバー管理運営業務に係わる時間を記入してください。

※人件費単価については、収支計画書(様式3-11-2)に添付する「積算内訳」に記載された単価等を記入してください。

※本表とは別に管理運営に係る勤務ローテーション表（標準１ヶ月：Ａ４判、様式任意）の案を作成し提出してください。

（様式３－１４）

「人材育成の方針」

業務に携わる職員の技術や能力育成に関する方針及び研修計画等について記入してください。

（様式３－１５）
「業務の再委託及びその点検方法」

業務の一部を第三者に委託する予定がある場合は、具体的な委託業務内容とともに、委託業者選定の考え方、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて記入してください。

（様式３－１６）

「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」

個人情報保護に対する考え方等及び情報公開についての考え方について記入してください。（規程等を定めている場合は必ず添付してください。）
（1）ア　個人情報保護に対する考え方及び個人情報の取扱い   イ　プライバシーマーク取得の有無について （有・無のどちらかに○を付してください。） 有　　・　　無   （2）情報公開に対する考え方（要綱等を制定済みであればその内容も）

（様式３－１７）

「諸規程の整備又は方針」

就業、給与、決裁及び会計等の取扱いについて規程等を定めている場合は、定めている規定を記入してください。（「就業」、「給与」、「決裁」及び「会計」に係る規定等については、必ず添付してください。）添付してください。明文化したものがない場合はどのような方針で行っているか記入してください。

（様式３－１８）

「自主事業に関する提案」

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、その具体的な方針や手法について記入してください。（様式３－８に記載した海洋性レクリエーションの振興と海事思想の普及を目的とした事業を除く） 本施設には食堂としても活用できるスペース、談話室（自動販売機コーナー）、会議室が設けられていますので、その運営計画についても、自主事業として提案するよう努めてください。

（様式４）

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

（申告者）住　所

名　称

代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	SDGsとの相関	添付書類（写）
環境マネジメントシステムの導入	□ ＩＳＯ１４００１の認証 □ エコアクション２１の認証 □ ＫＥＳの認証 □ エコステージの認証		□ 登録証 □ 登録・承認証 □ 登録証 □ 認証書
自動車エコ事業所の認定	□ 自動車エコ事業所の認定		□ 認定証
あいち生物多様性企業認証	□ あいち生物多様性企業認証の取得		□ 認証書
障害者法定雇用率の達成	□ 障害者雇用状況の報告義務がある （法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が４０．０人以上） →□ 障害者法定雇用率を達成 →□ 障害者法定雇用率を未達成 □ 報告義務がない （法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が４０．０人未満）		□ 障害者雇用状況報告書
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	□ 協力雇用主の登録 □ 保護観察対象者等の雇用		□ 証明書 □ 証明書
障害者就労施設等からの調達実績	□ 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）		□ 調達実績の分かる書類 契約書、納品書、請求書、領収書等
女性の活躍促進	□ あいち女性輝きカンパニーの認証 □ 女性の活躍促進宣言の提出 □ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定		□ 認証書 □ 受理書(※) □ 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	□ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録		□ 登録証
	□ あいちっこ家庭教育応援企業への賛同		□ 賛同書
	□ くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定		□ 基準適合一般事業主認定通知書等
	□ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定		□ 認定証
エコモビリティライフの推進	□ あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入 □ エコ通勤優良事業所の認証		□ 加入証明書 □ 登録証
安全なまちづくりと交通安全の推進	□ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録 □ 活動報告書の提出		□ 登録証 □ 報告書
健康づくりの推進	□ 愛知県健康経営推進企業の登録		□ 証明書
取引適正化の推進	□ パートナーシップ構築宣言の公表		□ 宣言文

（※）あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

※会計局作成の「公契約を活用した社会的価値の実現に関する評価事務取扱要領」に定める直近の「申告書」により作成してください。（本様式は、2025年４月時点の申告書となります。）

裏面

記　入　要　領

（１）申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。

（２）「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク（☑）を記入してください。

（３）提出にあたっては、「添付書類（写）」欄の該当項目（書類）にチェックマーク（☑）を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。

（４）紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関（愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体）にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。

（５）「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
　申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。

（６）「協力雇用主の登録」及び「保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください（Webページからもダウンロードできます）。この様式に必要事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。

（７）「障害者就労施設等からの調達実績」は、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者からの調達が対象です（愛知県福祉局福祉部障害福祉課Webページで確認できます）。
　なお、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」による登録又は認定を受けたもの（「優先調達登録事業者」及び「共同受注窓口」取扱物品及び役務リストに掲載）に限ります。

（８）「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。

（９）「あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入」に係る加入証明書は、愛知県都市・交通局交通対策課において交付を受けてください。

(10)「パートナーシップ構築宣言の公表」に係る宣言文は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/）で公表している宣言文の写しを添付してください。

(11) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先（愛知県庁　052-961-2111《代表》）
制度に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関すること	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関すること	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
あいち生物多様性企業認証に関すること	愛知県環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ
障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関すること	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
障害者就労施設等からの調達に関すること	愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
女性の活躍促進に関すること（えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）を含む）	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定（トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む）に関すること	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいちっこ家庭教育応援企業への賛同に関すること	愛知県教育委員会教育部あいちの学び推進課家庭教育・地域連携支援グループ
愛知県休み方改革マイスター企業の認定に関すること	愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ
エコモビリティライフの推進に関すること	愛知県都市・交通局交通対策課モビリティサービス推進グループ
安全なまちづくりと交通安全の推進に関すること	愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ
健康づくりの推進に関すること	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課健康づくりグループ
取引適正化の推進に関すること	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課経営支援・調整グループ

（様式５－１）

法人等概要書

名　　　　　称	
代表者氏名	
所　　在　　地	
設立年月日	
資　　本　　金	
売　　上　　高	
従　業　員　数	
業　務　内　容	
法人等の特色	

（様式５－２）

法人役員等一覧（法人名　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

役 職 名	(フリガナ) 氏　　名	生 年 月 日	性別	住　　　　所

※指定管理者の申請資格を確認するため、回答内容について、関係機関に照会することがあります。
※法人については非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体については法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等について記載してください。
※欄が不足する場合は、行を追加して記載してください。
※共同体の場合は、すべての構成団体の役員について記載してください。

（様式６－１）

主要業務実績一覧

業　　務　　名	業　務　内　容	備　考

※本書には過去３箇年程度の主要実績業務について記入してください。
（海陽ヨットハーバーやその類似施設の管理運営業務に関する業務実績がある場合は、様式６－２に記入してください。）
※業務内容欄には、業務の概要、受注額、発注者等について詳細に記入してください。

（様式６－２）

管理運営業務に関する実績状況

業　　務　　名	業　務　内　容	備　考

※本書には過去３箇年程度の海陽ヨットハーバーやその類似施設の管理運営業務に関する業務実績について記入してください。
※業務内容欄には、施設の概要（施設名称、所在地、施設規模、年間集客数等）、業務の概要（業務内容、管理運営体制、管理運営業務の期間等）、受注額、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

（様式７）

誓 約 書

愛 知 県 知 事 　殿

年 　月 　日

所在地

団体名

代表者氏名

（共同体の場合、構成員連名としてください）

海陽ヨットハーバーの指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

・指定管理者募集要項第３の１の申請資格要件を満たしています。

・提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

（様式８）

共同体構成員届

年　　月　　日

愛　知　県　知　事　　殿

共同体の名称

構成員（代表者）　所在地
名　称
代表者氏名

構成員　所在地
名　称
代表者氏名

構成員　所在地
名　称
代表者氏名

このたび、海陽ヨットハーバーにおける指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

（様式９）

海陽ヨットハーバー管理運営業務に関する共同体協定書

第１条
（目的）
第２条
（名称）
第３条
（所在地）
第４条
（成立の時期及び解散の時期）
第５条
（構成員の所在地及び名称）
第６条
（代表者の名称）
第７条
（代表者の権限）
第８条
（構成員の責任）
第９条
（権利義務の制限）
第 10 条
（構成員の脱退に対する措置）
第 11 条
（構成員の破産又は解散に対する措置）
第 12 条
（協定書に定めのない事項）

年　　月　　日

構成員（代表者）　所在地
名　称
代表者氏名

構成員　所在地
名　称
代表者氏名

※上記各条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

（様式１０）

委　任　状

愛　知　県　知　事　殿

共同体の名称

構成員（代表者）　　所在地
名　称
代表者氏名

構成員　　所在地
名　称
代表者氏名

私は、下記の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

所在地
共同体の代表者　名　称
代表者氏名

委任事項
１　海陽ヨットハーバーの指定管理者申請関係書類の作成及び提出
２　愛知県と海陽ヨットハーバーの管理運営業務についての協定書の締結
３　海陽ヨットハーバーの管理運営業務についての指定管理料の請求及び受領

（様式１１）

年　月　日

愛知県都市・交通局港湾課長　殿

（申請者）
所 在 地

団 体 名

代表者氏名

海陽ヨットハーバー指定管理者募集に係る現地説明会の参加について

このことについて、下記の担当者が出席します。

記

参加者名（役職）：

連絡先　ＴＥＬ：
　　　　ＦＡＸ：
　　　　E-mail：

（様式１２－１）

「海陽ヨットハーバー指定管理者申請に係る質疑書」

法人等名：
代表者名：
担当者名：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
Ｅ－mail：

（様式１２－２）

質　疑　書（海陽ヨットハーバー）

資料名称 ページ数 行　数	質　疑　事　項	回　答
	※　用紙が不足する場合は、複写して使用してください。	

※資料名称は、本募集要項に関するものは「募集要項」、愛知県下水道科学館指定管理者業務仕様書に関するものは「仕様書」、その他のものについては「その他」と記入してください。

（資料１）

海陽ヨットハーバー案内図

以下のＵＲＬに掲載しています。

おでかけナビ公園であそぼう！＞豊田自動織機 海陽ヨットハーバー＞アクセス
https://www.aichi-koen.com/kaiyo/access/

（資料２）

海陽ヨットハーバー平面図

管理区域

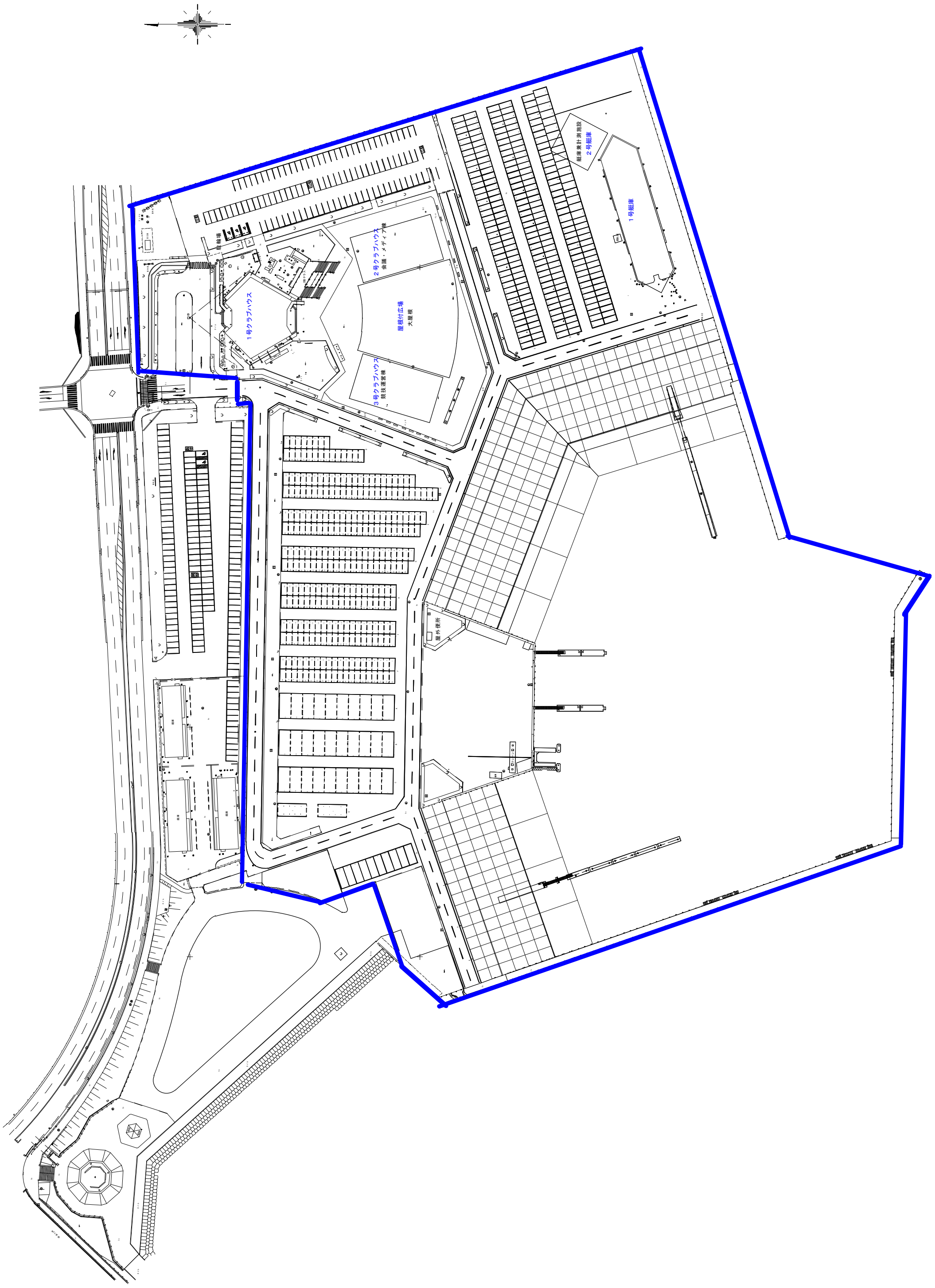

1号クラブハウス
1階平面図

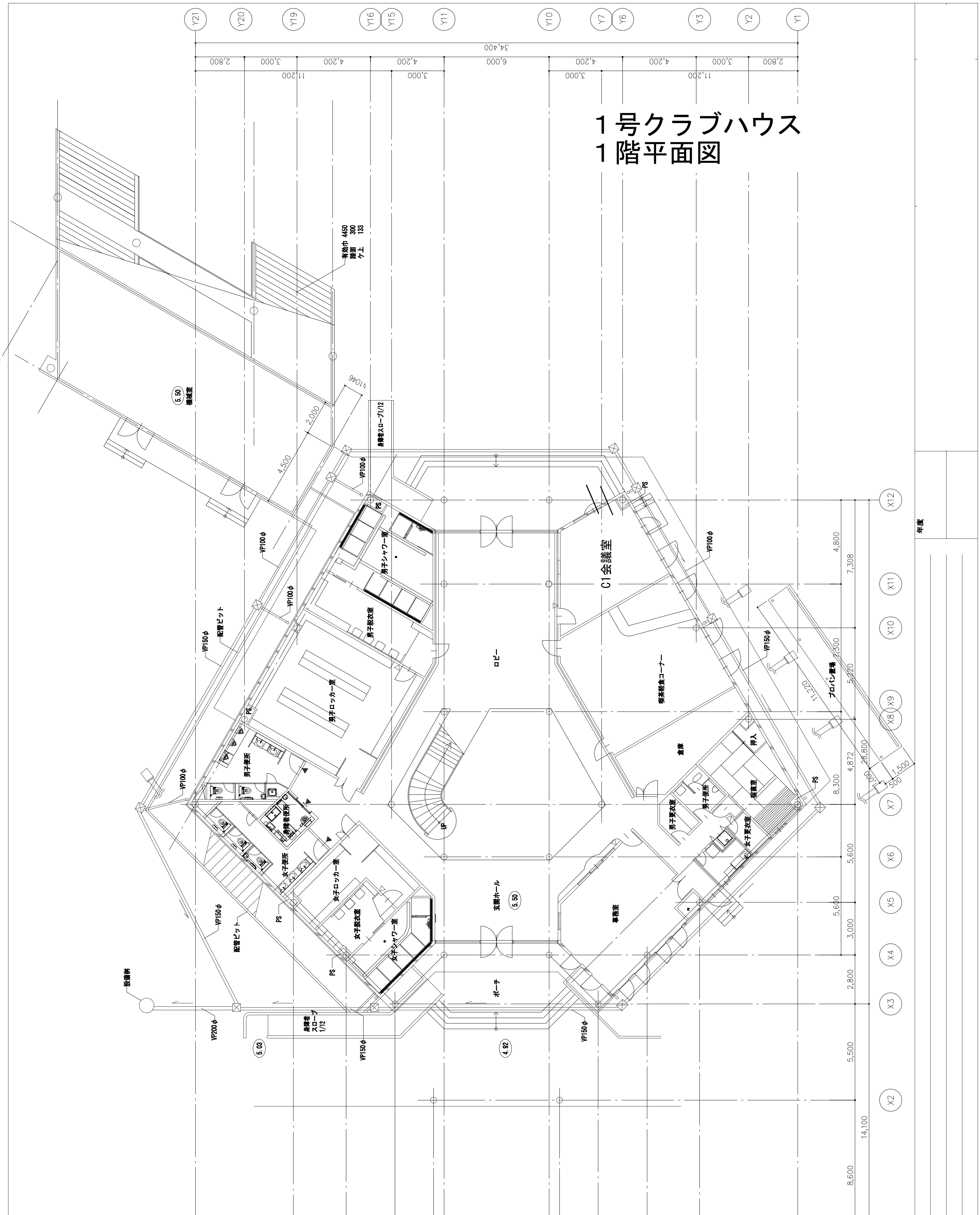

1号クラブハウス
2階平面図

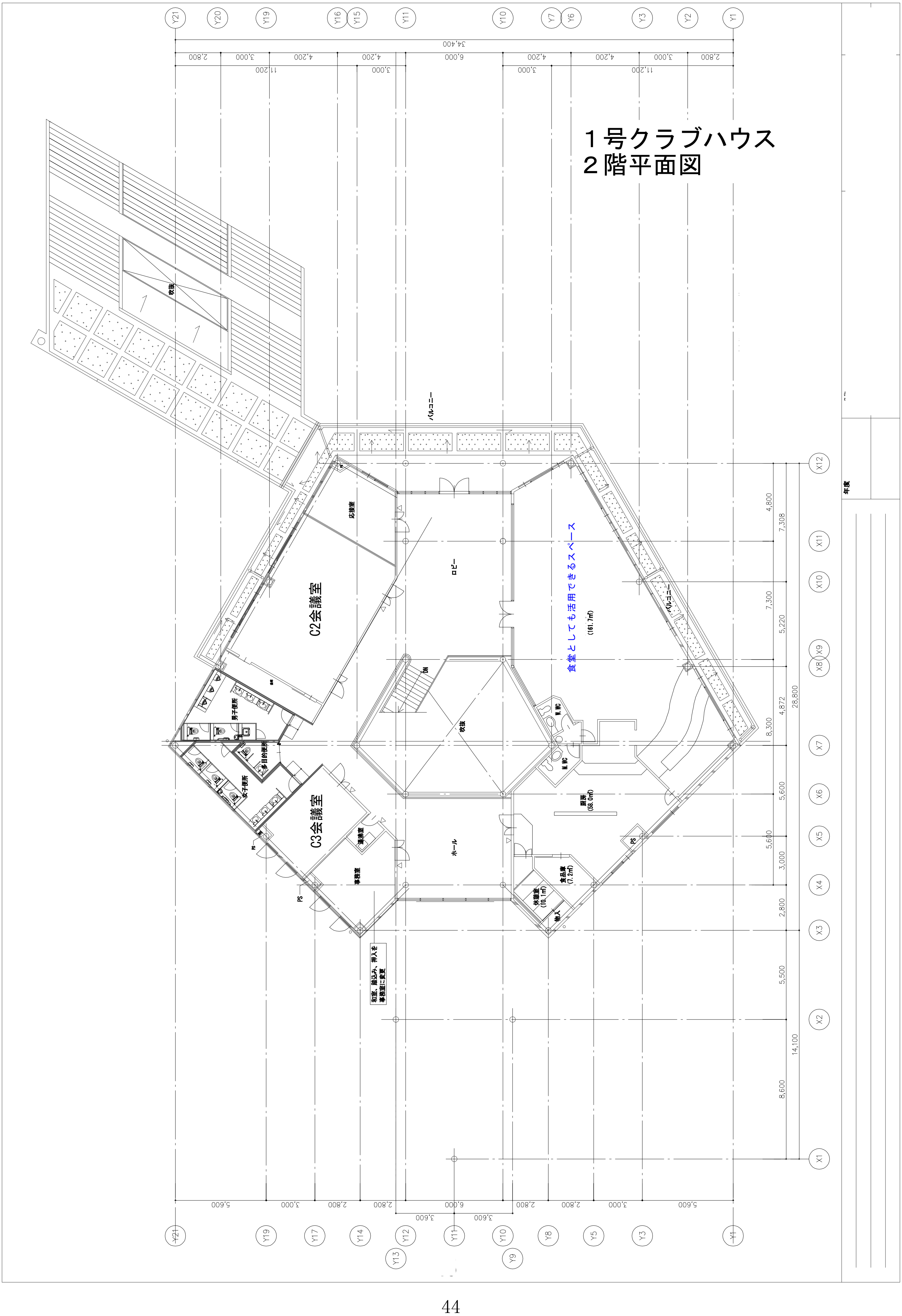

（資料3）

海陽ヨットハーバーの利用状況

1．利用者数

区　分 運営日数	2022年度 319 日	2023年度 320 日	2024年度 317 日	平　均 318 日
ディンギー型ヨット	9,426人	10,300人	10,576人	10,101人
クルーザー型ヨット	739人	754人	1,219人	904人
計	10,165人	11,054人	11,795人	11,005人

2．施設の利用状況

利用施設 運営日数	区　分			2022年度 319 日	2023年度 320 日	2024年度 317 日	平　均 318 日
野積場	ディンギー型ヨット	一般利用	延べ艇数	4,083艇	4,237艇	4,676艇	4,332艇
	その他のヨット			177艇	164艇	260艇	200艇
	計			4,260艇	4,401艇	4,936艇	4,532艇
	ディンギー型ヨット	専用利用	延べ艇数	848艇	810艇	772艇	810艇
	その他のヨット			339艇	344艇	345艇	343艇
	計			1,187艇	1,154艇	1,117艇	1,153艇
	船台	―	延べ台数	72台	72台	89台	78台
係留施設	ディンギー型ヨット	一般利用	延べ艇数	427艇	476艇	488艇	464艇
	その他のヨット			50艇	59艇	79艇	63艇
	計			477艇	535艇	567艇	526艇
船舶保管施設		専用利用	延べ艇数	212艇	219艇	226艇	219艇
固定式起重機	一回利用		利用回数	97回	121回	181回	133回
	年間利用		年間艇数	16艇	19艇	15艇	17艇
移動式荷役機械	一回利用		利用回数	84回	148回	140回	124回
	年間利用		利用艇数	14艇	17艇	13艇	15艇
給水施設			利用回数	7,337回	7,939回	8,461回	7,912回
附属ヨット	学生及び生徒		延べ艇数	147艇	195艇	208艇	183艇
	一般			280艇	281艇	280艇	280艇
	計			427艇	476艇	488艇	464艇
船具用ロッカー			利用回数	65回	60回	60回	62回
会議室			利用回数	1,011回	1,184回	1,125回	1,107回

※1一般利用：1日単位
※2専用利用：1月単位
※3野積場保管能力：ディンギー型ヨット　517艇　その他のヨット　42艇
※4固定式起重機：1台（9t吊り）
※5移動式荷役機械：ボートキャリア1台（8tけん引）
※6給水施設：31基
※7附属ヨット：50艇
※8船具用ロッカー：28個
※9会議室：16室

（資料４）

現行利用料金一覧表

港湾施設	区　　分				単　位	現行料金（単位：円）
係留施設	ヨットを保管するため野積場の利用の許可を受けた者以外の者が利用する場合	ディンギー型ヨット	一般利用の場合	学生及び生徒	一隻一日につき	480
				その他の者	一隻一日につき	970
		その他のヨット	一般利用の場合	艇長五メートル未満のもの	一隻一日につき	1,290
				艇長五メートル以上六メートル未満のもの	一隻一日につき	1,830
				艇長六メートル以上七メートル未満のもの	一隻一日につき	2,360
				艇長七メートル以上八メートル未満のもの	一隻一日につき	2,910
				艇長八メートル以上九メートル未満のもの	一隻一日につき	3,440
				艇長九メートル以上のもの	一隻一日につき	3,990
野積場	ヨットを保管するため利用する場合	ディンギー型ヨット	一般利用の場合	学生及び生徒	一隻一日につき	480
				学生及び生徒（オプティミスト級）	一隻一日につき	340
				その他の者	一隻一日につき	970
			専用利用の場合	学生及び生徒	一隻一月につき	4,900
				学生及び生徒（オプティミスト級）	一隻一月につき	3,500
				その他の者	一隻一月につき	9,700
		その他のヨット	一般利用の場合	艇長五メートル未満のもの	一隻一日につき	1,290
				艇長五メートル以上六メートル未満のもの	一隻一日につき	1,830
				艇長六メートル以上七メートル未満のもの	一隻一日につき	2,360
				艇長七メートル以上八メートル未満のもの	一隻一日につき	2,910
				艇長八メートル以上九メートル未満のもの	一隻一日につき	3,440
				艇長九メートル以上のもの	一隻一日につき	3,990
			専用利用の場合	艇長五メートル未満のもの	一隻一月につき	13,100
				艇長五メートル以上六メートル未満のもの	一隻一月につき	18,600
				艇長六メートル以上七メートル未満のもの	一隻一月につき	24,100
				艇長七メートル以上八メートル未満のもの	一隻一月につき	29,600
				艇長八メートル以上九メートル未満のもの	一隻一月につき	35,100
				艇長九メートル以上のもの	一隻一月につき	40,600
	船台を保管するため利用する場合				一台一月につき	2,500

港湾施設	区　　分			単　位	現行料金（単位：円）
船舶保管施設				一隻一月につき	20,300
港湾厚生施設	ヨットハウス	会議室	会議室Ａ	二時間につき	1,940
			会議室Ｂ	二時間につき	1,690
			会議室Ｃ	二時間につき	1,550
			会議室Ｄ	二時間につき	1,510
			会議室Ｅ	二時間につき	1,430
			会議室Ｆ	二時間につき	1,320
			会議室Ｇ	二時間につき	880
			会議室Ｈ	二時間につき	630
		船具用ロッカー		一個一月につき	4,800
		附属ヨット	学生及び生徒	一隻一日につき	4,190
			学生及び生徒（一人乗り用のみ）	一隻一日につき	3,560
			その他の者	一隻一日につき	5,350
			その他の者（一人乗り用のみ）	一隻一日につき	4,500
荷役機械	固定式起重機			一回につき	1,610
				一隻一年につき	32,200
	移動式荷役機械			一回につき	640
				一隻一年につき	12,800
給水施設				給水量０．５立方メートルにつき	150

備考
　一　利用料金の額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数　がああるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。
　二　本表におけるディンギー型ヨットとは、機関を用いて推進することができるヨット以外のヨットで船室を有しないものをいう。

（資料５－１）

海陽ヨットハーバーの収支状況

（単位：千円）

区分				2022年度実績	2023年度実績	2024年度実績
（収入）	利用料金等	利用料金収入		25,635	26,914	27,136
		指定管理料		39,607	38,525	38,092
		自主事業		332	444	440
		雑収入		100	94	90
収入計(a)				65,674	65,977	65,758
（支出）	管理運営費	管理運営経費（人件費を除く）	人件費（雇用・直営作業員）	0	0	0
			植栽管理費	328	0	0
			保守点検費	2,599	2,763	2,561
			清掃費	811	1,004	375
			警備費	554	554	555
			修繕費	784	1,232	557
			雑工	0	0	0
		運営費	人件費（事務所職員）	311	268	272
			人件費（雇用・直接作業員）	38,119	41,304	42,714
			イベント費	1,504	1,306	1,098
			光熱水費	7,874	6,332	7,225
			事務所運営費	12,651	12,805	13,557
			キャッシュレス決済業務に係る経費（導入費用）		0	0
			キャッシュレス決済業務に係る経費（運用費用）		41	214
支出計（b）				65,535	67,609	68,914
収支差額（a）－（b）				139	−1,632	−3,156

（資料５－２）

海陽ヨットハーバーの利用料金収入の状況

（単位：千円）

料金区分	2022年度実績	2023年度実績	2024年度実績
野積場	16,283	16,756	16,459
係留施設	440	489	512
船舶保管施設	3,055	3,106	3,197
船台	180	180	223
港湾厚生施設（会議室）	1,463	1,734	1,650
港湾厚生施設（船具ロッカー）	312	288	288
港湾厚生施設（附属ヨット）	1,914	2,146	2,160
荷役機械(クレーン）	156	195	291
荷役機械(ボートキャリア）	54	95	90
荷役機械(クレーン）年間利用	503	544	577
荷役機械（ボートキャリア）年間利用	175	191	204
給水施設	1,101	1,191	1,269
合計	25,635	26,914	27,136

（資料６）

地方自治法（抜粋）

昭和二十二年法律第六十七号

（公の施設）

第二百四十四条　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

２　普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

３　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

２　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

８　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

９　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

１０　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

１１　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取

り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三　普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

２　普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

３　前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百四十四条の四　普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

２　普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

３　議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

４　普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（資料７）

指定管理者による公の施設の管理に関する条例

平成十七年愛知県条例第五十二号

（趣旨）

第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、他の条例に定めがあるものを除くほか、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者による公の施設の管理）

第二条　知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、別に条例で定めるところにより、その指定する指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる。

（指定の手続）

第三条　知事等は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）の範囲その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を示して、当該指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

２　指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定めるところにより、申請書に指定管理者業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他規則等で定める書類を添えて、知事等に申請しなければならない。

３　知事等は、指定管理者の指定をするときは、前項の規定により申請した法人等のうちから、次に掲げる基準により最も適切に指定管理者業務を行うことができると認めるものを指定するものとする。

一　業務計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られること。

二　業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

三　当該法人等が業務計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

四　前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準

４　知事等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（指定の手続の特例）

第四条　知事等は、次に掲げる場合には、前条第一項又は第三項の規定によらず、指定管理者の指定をすることができる。

一　前条第一項の規定による公募をした場合において、同条第二項の規定による申請がなかったとき、又は同条第三項の規定により指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったとき。

二　地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、前条第一項の規定による公募をするいとまがないとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、知事等が特に必要と認めるとき。

（指定管理者が行う管理の基準）

第五条　指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

一　関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

二　当該公の施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

三　指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、知事等が定める基準

（規則等への委任）

第六条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

愛知県港湾管理条例

昭和二十九年愛知県条例第四十四号

（目的）

第一条　この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第三十三条の規定により県が管理する港湾の利用、維持その他の管理に関し必要な事項を定め、港湾の機能を増進し、その発展を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　港湾　別表第一に掲げる港湾

二　港湾区域　法第三十三条第二項において準用する法第四条第四項又は第八項の規定による同意又は届出のあつた区域

三　港湾施設　法第二条第五項に掲げるもの

（行為の禁止）

第三条　港湾区域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一　いかだ又は竹木類を放置すること。

二　石塊類をいかりに代えて投棄すること。

三　船舶交通の妨げとなるおそれのある区域内において水泳又は生産物の採取をすること。

第四条　法第三十七条第一項に規定する場合を除くほか、港湾施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号及び第四号に掲げる行為について知事の許可を受けたときは、この限りでない。

一　航路に投びようすること。

二　物品を洗浄し、又は干し物をすること。

三　廃油、石炭殻又は獣骨、ごみ、ふん尿その他の不潔物を捨てること。

四　飲食物その他物品を陳列して販売すること。

五　船舶、貨物、車両その他の物件で規則で定めるもの（以下「船舶等」という。）を放置すること。

（制限区域内への立入りの禁止）

第四条の二　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十九条第一項又は第三十七条の規定により知事が設定した制限区域内には、みだりに立ち入つてはならない。

（行為の制限）

第五条　次の各号に掲げる行為は、知事が指定する港湾区域内又は港湾施設において行わなければならない。

一　船舶を係留すること。

二　船舶を停泊すること。

三　貨物の積卸をすること。

（入出港届）

第六条　港湾区域内に入港した船舶又は港湾区域内から出港しようとする船舶は、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する船舶は、この限りでない。

一　船舶国籍証明書を受有することを要しない船舶

二　平水区域を航行区域とする船舶

三　その他あらかじめ知事の許可を受けた船舶

（利用の制限）

第七条　知事は、港湾施設の利用が次の各号のいずれかに該当する物件に係るときは、当該物件の撤去を命じ、又はその利用を停止し、若しくは禁止することができる。

一　爆発又は燃焼しやすい物件

二　港湾施設又は他の貨物を損傷するおそれのある物件

三　知事が定める負荷重量を超える物件
四　その他知事において港湾管理上不適当と認める物件

（利用の許可）

第八条　第十条第一項に規定する場合を除くほか、次に掲げる港湾施設を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

一　別表第二に掲げる港湾施設（次号から第四号までに掲げる港湾施設を除く。）
二　三河港の区域のうち知事が別に指定する区域（以下「海陽ヨットハーバー」という。）内の別表第三に掲げる港湾施設
三　三河港の区域（海陽ヨットハーバーを除く。）のうち知事が別に指定する区域（以下「豊橋コンテナターミナル」という。）内の別表第四に掲げる港湾施設
四　三河港の区域内の浮桟橋で知事が指定するもの（以下「指定浮桟橋」という。）
五　三河港の区域内の港湾環境整備施設で知事が指定するもの（以下「指定港湾環境整備施設」という。）の駐車場

（利用期間）

第九条　前条第一号から第四号までに掲げる港湾施設の利用期間は、一般利用の場合にあつては、引き続き三十日（水面木材整理場及び貯木場については、九十日）以内、専用利用の場合にあつては、引き続き一年以内とする。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（工作物設置の許可）

第十条　法第三十七条第一項に規定する場合を除くほか、港湾施設に工作物その他の設備を設け、又はその設備を変更し、若しくは廃止しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2　前項の許可（工作物廃止の許可を除く。）の期間は、五年以内とする。許可の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても同様とする。

（使用料）

第十一条　第八条又は前条第一項の規定により許可（工作物の廃止の許可を除く。）を受けた者からは、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収する。

一　第八条の許可　別表第二（同条第二号から第五号までに掲げる港湾施設にあつては、それぞれ別表第三から別表第六まで）に定めるところに従つて計算して得た額（その額が百円に満たないときは、百円）。ただし、別表第四に掲げる野積場内に設置されたコンセントにより冷凍コンテナ用に電力を使用する場合にあつては、同表に定めるところに従つて計算して得た額に実費として知事が定める額を加算した額（その額が百円に満たないときは、百円）
二　前条第一項の許可（次号に掲げるものを除く。）　別表第二使用料の額の欄に定める額に許可の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表使用料の額の欄に定める額に各年度における許可の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の合計額
三　前条第一項の許可のうち許可の期間が一月未満のもの　別表第二使用料の額の欄に定める額に許可の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）。ただし、当該許可の期間が翌年度にわたる場合においては、同表使用料の額の欄に定める額に各年度における許可の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の合計額

2　使用料は、知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により使用料の徴収に関する事務を委託する場合にあつては、当該委託を受けた者）が指定する日（前条第一項の許可に係る使用料であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までにおいて知事が指定する日）までに納付しなければならない。

3　納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

一　第十三条第一項第四号又は第五号の規定により許可を取り消し、利用を制限し、又は利用場所の変更若しくは工作物の撤去を命じたとき。
二　利用者が知事の承認を受けて港湾施設の利用を中止したとき。

４　知事は、国、他の地方公共団体又は災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。
５　使用料を納期限までに納付しなかつた者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
６　第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

（利用料金）

第十一条の二　知事は、第十七条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第八条第二号から第五号までに掲げる港湾施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
２　前項の場合においては、第八条の規定により同条第二号から第五号までに掲げる港湾施設の利用の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。
３　利用料金の額は、次の各号に掲げる港湾施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　第八条第二号、第三号又は第五号に掲げる港湾施設　それぞれ別表第三、別表第四又は別表第六に定める使用料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額（前条第一項第一号ただし書に規定する場合にあつては、その額に実費として指定管理者が定める額を加算した額）
二　指定浮桟橋　別表第五に定める使用料の額に相当する額の範囲内において指定管理者が定める額
４　指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
５　知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
６　指定管理者は、災害その他特別の理由がある者に対しては、利用料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。
７　前条第三項の規定は、利用料金について準用する。

（転貸譲渡等の禁止）

第十二条　第四条ただし書、第八条又は第十条第一項の許可によつて生じた権利は、これを譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第十三条　次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、第四条ただし書、第八条若しくは第十条第一項の規定による許可を取り消し、利用を制限し、又は利用場所の変更、船舶等若しくは工作物の撤去若しくは工作物の設置場所の変更を命ずることができる。
一　利用者が、この条例又はこの条例に基づいて発する知事の命令に違反し、又は従わなかつたとき。
二　虚偽又は不正の手段により許可を受けたとき。
三　正当な理由がなくして使用料の納付を怠つたとき。
四　港湾工事のため必要があるとき。
五　その他知事が港湾管理上必要があると認めるとき。
２　前項の規定により船舶等又は工作物の撤去を命じようとする場合において、過失がなくて当該船舶等又は工作物の撤去を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、当該船舶等又は工作物を自ら撤去し、又はその命じた者若しくは委任した者に撤去させることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該船舶等又は工作物を撤去すべき旨及びその期限までに当該船舶等又は工作物を撤去しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該船舶等又は工作物を撤去する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（原形復旧の義務）

第十四条　利用者が港湾施設の使用を終わつたとき、又は前条第一項第一号、第二号若しくは第三号の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原形に復旧し、知事の指定する職員の検査

を受けなければならない。
（賠償責任）
第十五条　第七条又は第十三条第一項第一号、第二号若しくは第三号の規定に基づいて行う処分により、利用者に生じた損害及び港湾施設の利用により利用者又は第三者に生じた損害については、県は賠償の責めを負わない。
第十六条　利用者又はその代理人若しくはこれらの使用人の責に帰すべき事由により、港湾施設を滅失し、又はき（ヽ）損したときは、知事の命ずるところにより補修し、又はその損害を賠償しなければならない。
（指定管理者による管理）
第十七条　知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するものに、次の各号に掲げる施設の管理に関する業務のうち、当該各号に掲げる業務を行わせることができる。
一　海陽ヨットハーバー内の港湾施設、豊橋コンテナターミナル内の港湾施設（岸壁及び給水施設を除く。）及び大塚海浜緑地（指定港湾環境整備施設及びこれに隣接する突堤をいう。）
イ　第七条の規定により物件の撤去を命じ、又は港湾施設の利用を停止し、若しくは禁止すること。
ロ　第八条の規定により港湾施設の利用を許可すること。
ハ　第十一条第三項第二号（第十一条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の利用の中止を承認すること。
ニ　第十三条第一項の規定により第八条の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用場所の変更等を命ずること。
ホ　第十三条第二項の規定により船舶等又は工作物を自ら撤去し、又はその命じた者等に撤去させ、及び撤去すべき旨等を公告すること。
ヘ　第十四条の規定により港湾施設の原形復旧に係る検査をすること。
ト　その他港湾施設を維持管理し、及び運営すること。
二　指定浮桟橋
イ　前号イからヘまでに掲げる業務
ロ　その他指定浮桟橋を維持管理すること。
三　別表第二に掲げる港湾施設のうちプレジャーボート泊地
イ　第八条の規定によるプレジャーボート泊地の利用の許可を受けようとする者から知事に提出される申請書を受け付けること。
ロ　イに規定する許可を受けた者に対し、プレジャーボート泊地を適正に利用させるため必要な指導をすること。
ハ　その他プレジャーボート泊地を維持管理すること。
（過料）
第十八条　詐欺その他不正の行為により、第十一条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。
第十九条　前条に定めるものを除くほか、第四条、第五条、第八条若しくは第十条第一項の規定に違反した者又は第七条若しくは第十三条第一項の規定による命令若しくは処分に従わなかつた者は、一万円以下の過料を科する。
（委任）
第二十条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から三十日を経過した日から施行する。
（経過措置）
２　この条例施行の際、現に港湾施設使用の許可を受けている者は、この条例による許可を受けたものとみなす。
（使用料の免除に関する特例）
３　知事は、伊良湖港と鳥羽港との区間（寄港地がない場合に限る。）を含む航路において海上運送

法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者であつて、当該区間において同条第十項に規定する自動車航送をするため第八条又は第十条第一項の許可を受けて伊良湖港の港湾施設を利用し、又は伊良湖港の港湾施設に工作物その他の設備を設けるものに対しては、平成二十三年一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における当該利用又は設置に係る使用料の全部を免除することができる。

4　知事は、海上運送法第二条第六項に規定する貨物定期航路事業（コンテナ貨物の運送をするものに限る。以下同じ。）のうち新たに三河港を起点、寄港地又は終点のいずれかとする航路に係るもの（以下「新規事業」という。）を営む者に対しては、当該新規事業の用に供する船舶が三河港に最初に入港した日が平成二十三年十一月一日から令和八年三月三十一日までの間である場合に限り、当該最初に入港した日から、同日から起算して一年を経過する日までの間における当該新規事業の用に供する船舶の豊橋コンテナターミナル内の岸壁の利用に係る使用料の全部を免除することができる。ただし、当該者が当該新規事業の開始に伴つて同項に規定する貨物定期航路事業のうち当該新規事業の航路の起点、寄港地及び終点の全部が含まれる航路に係るものを廃止した場合その他の知事が定める場合にあつては、この限りでない。

附　則（昭和三十二年六月二十二日条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月二十五日から適用する。

附　則（昭和三十四年十月一日条例第三十四号）

この条例は、昭和三十四年十月十日から施行する。

附　則（昭和三十七年十月四日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三十九年三月二十七日条例第三十三号）

1　この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の日前の行為に対して科する過料については、なお従前の例による。

附　則（昭和三十九年十月五日条例第六十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四十年三月二十九日条例第十四号）

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附　則（昭和四十年十月八日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附　則（昭和四十二年三月二十四日条例第十五号抄）

（施行期日）

1　この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和四十三年三月二十九日条例第十九号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に愛知県港湾管理条例第八条又は第十条の規定により許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額は、なお、従前の例による。

附　則（昭和四十四年七月十一日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附　則（昭和四十四年十二月二十六日条例第五十八号）

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（昭和四十五年七月十七日条例第三十八号抄）

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第九条　前各条の規定による改正後の条例の規定に定める延滞金及び延滞利息その他規則で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの条例の規定その他条例及び規則の規定に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附　則（昭和四十五年七月十七日条例第三十八号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四十六年七月十九日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附　則（昭和四十七年三月二十九日条例第二十三号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に愛知県港湾管理条例第八条の規定により許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額は、なお従前の例による。

附　則（昭和四十七年十月十三日条例第四十五号）

この条例は、昭和四十七年十二月一日から施行する。

附　則（昭和四十七年十二月二十三日条例第五十四号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に愛知県港湾管理条例第八条又は第十条の規定により許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額は、なお従前の例による。

附　則（昭和四十八年十月十二日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四十八年十二月二十六日条例第五十二号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に愛知県港湾管理条例第八条の規定により許可を受けた者の当該許可に係る使用料の額は、なお従前の例による。

附　則（昭和四十九年十二月二十五日条例第六十三号）

この条例は、昭和五十年二月十五日から施行する。

附　則（昭和五十年三月二十六日条例第三号）

1　この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、昭和五十年三月三十一日以後に到来するこれらの条例の規定に基づく納期限その他の支払期限に係る延滞金又は延滞利息について適用し、同日前に到来した当該納期限その他の支払期限に係る延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。

附　則（昭和五十一年三月二十九日条例第二十六号）

この条例は、昭和五十一年五月一日から施行する。

附　則（昭和五十三年一月九日条例第一号）

1　この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に愛知県港湾管理条例第八条又は第十条の規定により同条例別表第二又は別表第三に掲げる港湾施設につき許可を受けた者が施行日前から引き続き施行日以後当該港湾施設を利用する場合は、施行日以後における当該許可に係る使用料の額は、改正後の愛知県港湾管理条例第十一条第一項、別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和五十三年十月十六日条例第四十八号）

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和五十三年十二月規則第九十四号で、同五十四年一月五日から施行）

附　則（昭和五十六年三月二十七日条例第二十一号）

この条例は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附　則（昭和五十六年十二月二十三日条例第四十六号）

1　この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。ただし、（中略）次項の規定は公布の日から施行する。

2　昭和五十七年七月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用又は行政財

産の使用の許可を受けた者からは、第一条から第十二条まで及び第十四条の規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用又は使用に係る第一条から第十二条まで及び第十四条の規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附　則（昭和五十七年三月二十九日条例第十三号）

1　この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の愛知県港湾管理条例の規定によつてした施行日以後の蒲郡ヨツトハーバー内の港湾施設の利用に係る許可その他の行為は、改正後の愛知県港湾管理条例の規定によつてした許可その他の行為とみなす。

附　則（昭和五十九年三月二十八日条例第十六号）

この条例は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附　則（昭和六十年三月二十七日条例第十四号）

この条例は、昭和六十年五月一日から施行する。

附　則（昭和六十二年十二月二十三日条例第四十六号）

1　この条例は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、（中略）附則第三項の規定は公布の日から施行する。

2　この条例の公布の日前に昭和六十三年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

3　施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、第一条から第十一条までの規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る第一条から第十一条までの規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附　則（昭和六十三年三月二十八日条例第二十号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（平成元年三月二十七日条例第二十七号）

この条例は、平成元年五月一日から施行する。

附　則（平成三年十月十六日条例第三十三号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成三年十二月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）

2　この条例の公布の日前に平成三年十二月一日（以下「施行日」という。）以後の次に掲げる使用等について許可を受け、又は届出をした者の当該使用等（第一号及び第三号から第六号までに掲げる使用等については、平成四年三月三十一日までの期間に係る使用等に限る。）に係る使用料等の額については、この条例（第二条から第六条まで、第十一条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条の規定に限る。次項において同じ。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

五　港湾施設の利用及び港湾施設における工作物その他の設備の設置

六　甲種漁港施設の利用及び占用

3　施行日前に施行日以後の前項各号に掲げる使用等について許可を受け、又は届出をした者（同項に規定する者を除く。）からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用等に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料等を徴収することができる。

附　則（平成四年三月二十五日条例第二十五号）

（施行期日）

1　この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第二物揚場（小型船用桟橋を含む。）の項の次に一項を加える改正規定は、同年五月一日から施行する。

（港湾整備事業特別会計条例の一部改正）

2　港湾整備事業特別会計条例（昭和四十五年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成四年十二月二十四日条例第四十八号）

（施行期日）
1　この条例は、平成五年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の愛知県体育施設及び社会教育施設条例（昭和四十六年愛知県条例第六号）第四条第一項の規定により愛知県蒲郡ヨツトハウスの艇庫又はロッカーの利用の許可を受けている者は、それぞれ改正後の愛知県港湾管理条例第八条の規定により船舶保管施設又は港湾厚生施設の船具用ロッカーの利用の許可を受けた者とみなす。
（愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正）
3　愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成五年十二月二十二日条例第三十九号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成六年七月一日から施行する。ただし、附則第三項（中略）の規定は公布の日（中略）から施行する。
（愛知青少年公園条例等の一部改正に伴う経過措置）
2　この条例の公布の日前に平成六年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
3　施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、第一条、第二条、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係る第一条、第二条、第四条から第七条まで及び第九条から第十四条までの規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。
附　則（平成七年三月二十二日条例第十八号）
1　この条例は、平成七年五月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の港湾施設の利用の許可を受けた者からは、改正前の愛知県港湾管理条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の愛知県港湾管理条例に定める額の使用料を徴収することができる。
附　則（平成九年三月二十四日条例第一号抄）
（施行期日）
1　この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第十九条中愛知県港湾管理条例別表第二及び別表第三の改正規定（中略）は同年五月一日から（中略）施行する。
（愛知県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置）
6　平成九年五月一日前に同日以後の港湾施設の利用の許可を受けた者からは、第十九条の規定による改正前の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第一号、別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、同日前においても当該港湾施設の利用に係る第十九条の規定による改正後の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第一号、別表第二及び別表第三に定める額の使用料を徴収することができる。
附　則（平成九年三月二十四日条例第二十三号）
1　この条例は、平成九年四月一日から施行する。
2　平成九年四月一日前に港湾施設における工作物の設置について許可を受けたことにより当該工作物を設置している者が同日以後において引き続き同一の工作物を設置する場合の当該工作物に係る平成九年度以後の各年度の使用料の額は、改正後の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第二号、別表第二及び別表第三の規定により算出した当該工作物に係る平成九年度以後の各年度の使用料の額が当該工作物に係る平成八年度の使用料の額（当該工作物に係る平成九年度以後の各年度の設置の期間に相当する期間と当該工作物に係る平成八年度の設置の期間が異なる場合にあっては、当該工作物に係る平成九年度以後の各年度の設置の期間に相当する期間を当該工作物に係る平成八年度の設置の期間として改正前の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第二号、別表第二及び別表第三の規定により算出した当該工作物に係る使用料の額）に平成八年四月一日から平成九年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合については、調整使用料額とする。
附　則（平成十年三月二十五日条例第二十三号）

1　この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第二荷さばき地の項及び上屋の項の改正規定並びに同表野積場の項の改正規定（特級に関する部分を除く。）は同年五月一日から、同表浮桟橋の項の次に一項を加える改正規定、同表野積場の項の改正規定中特級に関する部分及び同表備考の改正規定は同年十一月一日から施行する。
2　平成十年五月一日前に同日以後の荷さばき地、上屋又は野積場の利用の許可を受けた者からは、この条例（別表第二荷さばき地の項及び上屋の項の改正規定並びに同表野積場の項の改正規定（特級に関する部分を除く。）に限る。以下同じ。）による改正前の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第一号及び別表第二の規定にかかわらず、同日前においても当該荷さばき地、上屋又は野積場の利用に係るこの条例による改正後の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第一号及び別表第二に定める額の使用料を徴収することができる。

附　則（平成十一年三月二十三日条例第三十号）

1　この条例は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の浮桟橋又は泊地の利用の許可を受けた者からは、改正前の愛知県港湾管理条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後の愛知県港湾管理条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附　則（平成十一年十二月十七日条例第五十七号）

1　この条例は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は公布の日から（中略）施行する。
2　この条例の公布の日前に平成十二年七月一日（以下「施行日」という。）以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
3　施行日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（前項に規定する者を除く。）からは、（中略）第十条から第十四条までの規定による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る（中略）第十条から第十四条までの規定による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附　則（平成十二年三月二十八日条例第二号抄）

（施行期日）
1　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成十二年三月二十八日条例第四十一号）

この条例は、平成十二年五月一日から施行する。

附　則（平成十二年十二月二十二日条例第七十二号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成十三年三月二十七日条例第三十号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成十四年三月二十六日条例第三十七号）

1　この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
2　この条例の施行の日前に改正前の愛知県港湾管理条例の規定によってした同日以後の三河港ヨットハーバー区域内の別表第三に掲げる港湾施設の利用に係る許可その他の行為は、改正後の愛知県港湾管理条例の規定によってした許可その他の行為とみなす。

附　則（平成十五年三月二十五日条例第四十三号）

この条例は、平成十五年七月一日から施行する。

附　則（平成十五年十二月十九日条例第七十四号抄）

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
2　改正後の各条例の規定は、平成十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後の次に掲げる施設（以下「三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等」という。）の利用について適用し、適用日前の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用については、なお従前の例による。
一　三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設
二から八まで　（略）
（施行日前に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用の許可を受けた者に関

する経過措置）
3　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用の許可を受けた者の当該許可に係る利用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　前項の場合において、改正前の各条例の規定に定められた当該利用に係る使用料の額が、第一条の規定による改正後の愛知県港湾管理条例第十一条の二第四項（中略）の規定により最初に公告された当該施設の利用に係る料金の額（以下「公告利用料金額」という。）を超えるときは、当該利用に係る使用料として納付すべき額は、当該公告利用料金額に相当する額とする。
（施行日以後に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用の許可を受けた者に関する経過措置）
5　施行日以後公告（前項に規定する改正後の各条例の規定によりなされる最初の公告をいう。以下同じ。）の日前に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等（愛知県労働者研修センターの第五会議室、第六会議室及び第七会議室、愛知県野外教育センターの野外炊飯場、愛知県一宮総合運動場の競技場並びに愛知県青年の家の第七研修室を除く。次項において同じ。）の利用の許可を受けた者（附則第八項に規定する者を除く。）の当該利用に係る料金として納付すべき額は、改正後の各条例の規定にかかわらず、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額に相当する額（その額が当該利用に係る公告利用料金額を超える場合にあっては、当該公告利用料金額に相当する額）とする。
6　公告の日前に適用日以後の三河港ヨットハーバー区域内の港湾施設等の利用の許可に係る申請をした者で当該公告の日以後に当該利用の許可を受けたものの当該利用に係る公告利用料金額が、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額を超えるときは、当該利用に係る料金として納付すべき額は、改正後の各条例の規定にかかわらず、改正前の各条例の規定に定められた当該施設の利用に係る使用料の額に相当する額とする。

附　則（平成十六年三月二十六日条例第三十号）

この条例は、平成十六年五月一日から施行する。

附　則（平成十六年七月一日条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成十七年七月八日条例第七十五号）

1　この条例は、公布の日から施行する。
2　改正後の愛知県港湾管理条例の規定は、平成十八年四月一日（以下「適用日」という。）以後の港湾施設の管理及び利用について適用し、適用日前の港湾施設の管理（適用日前における改正前の同条例（以下「旧条例」という。）第八条の規定による適用日以後の旧条例第十一条の二第一項各号に掲げる港湾施設の利用の許可に関することを含む。）及び利用については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
3　適用日前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第八条の規定により、適用日以後の旧条例第十一条の二第一項各号に掲げる港湾施設の利用の許可を受けた者の当該利用に係る料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成十七年十月二十一日条例第九十一号）

この条例は、平成十七年十一月一日から施行する。

附　則（平成十八年三月二十八日条例第三十四号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成十九年十月十六日条例第五十五号）

1　この条例は、公布の日から施行する。
2　改正後の愛知県港湾管理条例の規定は、平成二十年七月十五日以後の同条例第十七条第一号に規定する大塚海浜緑地の管理及び利用について適用する。

附　則（平成二十年三月二十五日条例第二十四号）

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
2　改正後の愛知県港湾管理条例の規定は、平成二十年九月一日以後の同条例第八条第三号に規定す

る豊橋コンテナターミナル内の港湾施設の管理及び利用について適用し、同日前の当該港湾施設の管理及び利用については、改正前の愛知県港湾管理条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（港湾整備事業特別会計条例の一部改正）

3　港湾整備事業特別会計条例（昭和四十五年愛知県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成二十一年十二月十八日条例第七十号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二十二年十二月十七日条例第四十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十三年七月十九日条例第四十五号）

この条例は、平成二十三年八月二日から施行する。

附　則（平成二十三年十月十四日条例第五十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十六年三月二十八日条例第七号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条中愛知県港湾管理条例別表第二から別表第五までの改正規定及び第二十四条の規定は同年五月一日から、附則第三項及び第五項の規定は公布の日から施行する。

（愛知県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置）

6　平成二十六年五月一日前に同日以後の港湾施設の利用の許可を受けた者からは、第二十二条の規定による改正前の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第一号及び別表第二から別表第五までの規定にかかわらず、同日前においても当該港湾施設の利用に係る第二十二条の規定による改正後の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第一号及び別表第二から別表第五までに定める額の使用料を徴収することができる。

附　則（平成二十六年三月二十八日条例第三十八号）

この条例は、平成二十六年五月一日から施行する。

附　則（平成二十六年三月二十八日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十七年十二月二十二日条例第六十八号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二十九年三月二十八日条例第十八号）

この条例は、平成二十九年九月一日から施行する。

附　則（平成二十九年三月二十八日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成三十年十二月二十一日条例第六十五号）

1　この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　平成三十一年四月一日前に港湾施設用地における柱類、線類、塔類又は管類（以下「柱類等」という。）の設置について許可を受けたことにより当該柱類等を設置していた者が同日以後において引き続き同一の柱類等を設置する場合の当該柱類等に係る平成三十一年度以後の各年度の使用料の額は、改正後の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第二号及び第三号並びに別表第二の規定により算出した当該柱類等に係る平成三十一年度以後の各年度の使用料の額が当該柱類等に係る平成三十年度の使用料の額（当該柱類等に係る平成三十一年度以後の各年度の設置の期間に相当する期間と当該柱類等に係る平成三十年度の設置の期間が異なる場合にあっては、当該柱類等に係る平成三十一年度以後の各年度の設置の期間に相当する期間を当該柱類等に係る平成三十年度の設置の期間として改正前の愛知県港湾管理条例第十一条第一項第二号及び第三号並びに別表第二の規定により算出した当該柱類等に係る使用料の額）に平成三十年四月一日から平成三十一年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・二のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合については、調整使用料額とする。

附　則（平成三十一年三月二十二日条例第四号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

2　平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（次項に規定する者を除く。）からは、この条例（第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第二十一条、第二十二条及び第二十八条の規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。

3　この条例の公布の日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例（第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十三条及び第二十八条の規定に限る。）による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和二年三月二十七日条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年十二月十七日条例第五十九号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和五年三月二十二日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年三月二十六日条例第六号）

1　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の同条第一号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる条例の規定並びにあいち健康の森健康科学総合センター条例第四条第二項並びに愛知県医療療育センター条例第五条第一項及び第二項の規定の適用については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により使用料等（第一条の規定による改正後の同条第一号から第八号まで、第十号若しくは第十一号に掲げる条例の規定若しくは愛知県医療療育センター条例第五条第一項若しくは第二項に規定する使用料又は第一条の規定による改正後のあいち健康の森健康科学総合センター条例第四条第二項に規定する評価料、受講料若しくは使用料をいう。以下同じ。）の徴収に関する事務を行わせる場合における当該事務を行う者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により使用料等の徴収に関する事務を委託する場合における当該委託を受けた者とみなす。

附　則（令和六年十二月二十日条例第六十七号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附　則（令和七年三月二十五日条例第二十六号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

師崎港　常滑港　吉田港　伊良湖港　福江港　衣浦港　三河港　河和港　東幡豆港　冨具崎港

別表第二（第八条、第十一条、第十七条関係）

<table>
<tr><th>港湾施設</th><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>使用料の額（単位円）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">岸壁（大型船用桟橋及び大型船用浮桟橋を含む。）</td><td rowspan="3">定期航路船が利用する場合</td><td>外航船舶</td><td>総トン数一トン二十四時間につき</td><td>三・二五</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内航船舶</td><td>総トン数一トン二十四時間につき</td><td>三・五六</td></tr>
<tr><td>総トン数一トン</td><td>七一・五</td></tr>
</table>

					一月につき	
	不定期航路船が利用する場合			外航船舶	総トン数一トン二十四時間につき	六・五
				内航船舶	総トン数一トン二十四時間につき	七・一二
係船浮標	外航船舶が利用する場合				総トン数一トン二十四時間につき	一・三
	内航船舶が利用する場合				総トン数一トン二十四時間につき	一・四
物揚場（小型船用桟橋を含む。）	内航定期航路船が利用する場合				総トン数一トン一月につき	七一・五
浮桟橋（大型船用浮桟橋を除く。）	主たる停係場として常時利用する場合		艇長が五メートル以下の船舶		一隻一月につき	三、三五〇
			艇長が五メートルを超える船舶		一隻一月につき	三、三五〇円に五メートルを超える艇長一メートルにつき六七〇円を加算した額
荷さばき地	一級				一平方メートル一日につき	四・九八
	二級				一平方メートル一日につき	三・八六
	三級				一平方メートル一日につき	二・四八
上屋	一般利用の場合	衣浦港中央ふ頭内並びに三河港蒲郡ふ頭内及び神野ふ頭内の上屋	利用期間が十五日以下の場合		一平方メートル一日につき	二三・六九
			利用期間が十六日以上の場合		一平方メートル一日につき	三五・五三
		その他の上屋	利用期間が十五日以下の場合		一平方メートル一日につき	八・八
			利用期間が十六日以上の場合		一平方メートル一日につき	一三・二

	専用利用の場合	衣浦港中央ふ頭内並びに三河港蒲郡ふ頭内及び神野ふ頭内の上屋		一平方メートル 一月につき	三七九・一五
		その他の上屋		一平方メートル 一月につき	一四三
野積場	一般利用の場合		特級	一平方メートル 一日につき	八・〇七
			一級	一平方メートル 一日につき	四・九八
			二級	一平方メートル 一日につき	三・八六
			三級	一平方メートル 一日につき	二・四八
	専用利用の場合		特級	一平方メートル 一月につき	一二一・一五
			一級	一平方メートル 一月につき	七四・八
			二級	一平方メートル 一月につき	五七・九八
			三級	一平方メートル 一月につき	三七・四
港湾環境整備施設	野球場を利用する場合			一面 二時間につき	一、六〇〇
				一面 四時間につき	三、二〇〇
				一面 八時間につき	四、九〇〇
港湾施設用地	港湾施設を設ける場合	荷さばき施設（上屋に限る。）、保管施設及び船舶役務用施設（専ら漁業の用に供するものを除く。）		一平方メートル 一年につき	一、〇二七
		その他の港湾施設		一平方メートル 一年につき	六四二
	柱類を設ける場合	第一種電柱		一本 一年につき	九九〇
		第二種電柱		一本 一年につき	一、五〇〇
		第三種電柱		一本 一年につき	二、〇〇〇
		第一種電話柱		一本	八八〇

				一年につき	
		第二種電話柱		一本 一年につき	一、四〇〇
		第三種電話柱		一本 一年につき	一、九〇〇
		その他の柱類		一本 一年につき	八八
	線類を設ける場合	共架電線その他上空に設ける線類		一メートル 一年につき	九
		地下に設ける電線その他の線類		一メートル 一年につき	五
	塔類を設ける場合	変圧塔		一基 一年につき	一、八〇〇
		広告塔		表示面積一平方メートル 一年につき	二、二〇〇
		その他の塔類		一平方メートル 一年につき	一、八〇〇
	管類を設ける場合	外径が七センチメートル未満のもの		一メートル 一年につき	三七
		外径が七センチメートル以上十センチメートル未満のもの		一メートル 一年につき	五三
		外径が十センチメートル以上十五センチメートル未満のもの		一メートル 一年につき	七九
		外径が十五センチメートル以上二十センチメートル未満のもの		一メートル 一年につき	一一〇
		外径が二十センチメートル以上三十センチメートル未満のもの		一メートル 一年につき	一六〇
		外径が三十センチメートル以上四十センチメートル未満のもの		一メートル 一年につき	二一〇
		外径が四十センチメートル以上七十センチメートル未満のもの		一メートル 一年につき	三七〇
		外径が七十センチメートル以上一メートル未満のもの		一メートル 一年につき	五三〇
		外径が一メートル以上のもの		一メートル 一年につき	一、一〇〇
	その他の工作物を設ける場合			一平方メートル 一年につき	一、二八四
	工作物を設けない場合			一平方メートル 一年につき	六四二
給水施設	午前九時から午後五時までの給水		外航船舶	給水量一立方メートルにつき	一五〇円に水道料金を加算した額
			内航船舶	給水量一立方メートルにつ	一六五円に水道料金を加算した

					き	額
	午前七時から午前九時まで又は午後五時から午後七時までの給水			外航船舶	給水量一立方メートルにつき	二二五円に水道料金を加算した額
				内航船舶	給水量一立方メートルにつき	二四七・五円に水道料金を加算した額
	午後七時から翌日午前七時までの給水			外航船舶	給水量一立方メートルにつき	三〇〇円に水道料金を加算した額
				内航船舶	給水量一立方メートルにつき	三三〇円に水道料金を加算した額
泊地	主たる停係場として常時利用する場合	モーターボート泊地	艇長が五メートル以下のもの		一隻 一月につき	一、二〇〇
			艇長が五メートルを超えるもの		一隻 一月につき	一、二〇〇円に五メートルを超える艇長一メートルにつき二四〇円を加算した額
		ヨット泊地	艇長が五メートル以下のもの		一隻 一月につき	一、六〇〇
			艇長が五メートルを超えるもの		一隻 一月につき	一、六〇〇円に五メートルを超える艇長一メートルにつき三二〇円を加算した額
		プレジャーボート泊地	艇長が五メートル以下のもの		一隻 一月につき	三、一五〇
			艇長が五メートルを超えるもの		一隻 一月につき	三、一五〇円に五メートルを超える艇長一メートルにつき六三〇円を加算した額
		その他の泊地	総トン数二十トン未満の船舶	外航船舶	一隻 一月につき	二〇〇
				内航船舶	一隻 一月につき	二二〇
			総トン数二十トン以上百トン未満の船舶	外航船舶	一隻 一月につき	五〇〇
				内航船舶	一隻 一月につき	五五〇
			総トン数百トン以上の船舶	外航船舶	一隻 一月につき	一、〇〇〇
				内航船舶	一隻 一月につき	一、一〇〇

水面木材整理場	一般利用の場合	利用期間が三十日以下の場合	一平方メートル一日につき	〇・五二
		利用期間が三十一日以上の場合	一平方メートル一日につき	〇・八一
	専用利用の場合		一平方メートル一月につき	一七・六
貯木場	一般利用の場合	利用期間が六十日以下の場合	一平方メートル一日につき	〇・九六
		利用期間が六十一日以上の場合	一平方メートル一日につき	一・六二
	専用利用の場合		一平方メートル一月につき	二九・七

備考

一　使用料の額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。

二　使用料の額が年額で定められている港湾施設に係る利用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお、その期間が一月未満のとき又はその期間に一月未満の端数があるときは、その期間又は端数を一月とみなして計算する。

三　荷さばき地の利用における一級とは、舗装荷さばき地をいい、二級とは、衣浦港及び三河港の荷さばき地で一級以外のものをいい、三級とは、一級及び二級以外の荷さばき地をいう。

四　野積場の利用における特級とは、三河港の舗装野積場のうち知事が指定するものをいい、一級とは、特級以外の舗装野積場をいい、二級とは、衣浦港及び三河港の野積場で特級及び一級以外のものをいい、三級とは、特級、一級及び二級以外の野積場をいう。

五　上屋内に設置されたコンセントにより動力用に電力を使用する場合は、使用料の額は、この表に定める額に実費として知事が定める額を加算した額とする。

六　港湾施設用地に柱類を設ける場合における第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

七　港湾施設用地に柱類を設ける場合における第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

八　港湾施設用地に線類を設ける場合における共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

九　泊地を主たる停係場として常時利用する場合におけるモーターボート泊地とは、主としてモーターボートを停係泊させる泊地で知事が指定するものを、ヨット泊地とは、専らヨットを停係泊させる泊地で知事が指定するものを、プレジャーボート泊地とは、モーターボート泊地及びヨット泊地以外の泊地のうち専らスポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶を停係泊させる泊地で知事が指定するものをいう。

別表第三（第八条、第十一条、第十一条の二関係）

港湾施設	区分				単位	使用料の額（単位円）
係留施設	ヨットを保管するため野積場の利用の許可を受けた者以外の者が利用する場合	ディンギー型ヨット	一般利用の場合	学生及び生徒	一隻一日につき	四六〇
				その他の者	一隻一日につき	九二〇
			専用利用の場合	学生及び生徒	一隻一月につき	四、八〇〇
				その他の者	一隻一月につき	九、七〇〇
		その他のヨット	一般利用の場合	艇長五メートル未満のもの	一隻一日につき	一、二三〇
				艇長五メートル以上六メートル未満のもの	一隻一日につき	一、八〇〇
				艇長六メートル以上七メートル未満のもの	一隻一日につき	二、三〇〇
				艇長七メートル以上八メートル未満のもの	一隻一日につき	二、八〇〇
				艇長八メートル以上九メートル未満のもの	一隻一日につき	三、三〇〇
				艇長九メートル以上のもの	一隻一日につき	三、九〇〇
			専用利用の場合	艇長五メートル未満のもの	一隻一月につき	一三、一〇〇
				艇長五メートル以上六メートル未満のもの	一隻一月につき	一八、六〇〇
				艇長六メートル以上七メートル未満のもの	一隻一月につき	二四、一〇〇
				艇長七メートル以上八メートル未満のもの	一隻一月につき	二九、六〇〇
				艇長八メートル以上九メートル未満のもの	一隻一月につき	三五、一〇〇
				艇長九メートル以上のもの	一隻一月につき	四〇、六〇〇
野積場	ヨットを保管するため利用する場合	ディンギー型ヨット	一般利用の場合	学生及び生徒	一隻一日につき	四六〇
				その他の者	一隻一日につき	九二〇
			専用利用の場合	学生及び生徒	一隻一月につき	四、八〇〇
				その他の者	一隻一月につき	九、七〇〇
		その他のヨット	一般利用の場合	艇長五メートル未満のもの	一隻一日につき	一、二三〇
				艇長五メートル以上六メートル未満	一隻一日につき	一、八〇〇

				のもの		
				艇長六メートル以上七メートル未満のもの	一隻一日につき	二、三〇〇
				艇長七メートル以上八メートル未満のもの	一隻一日につき	二、八〇〇
				艇長八メートル以上九メートル未満のもの	一隻一日につき	三、三〇〇
				艇長九メートル以上のもの	一隻一日につき	三、九〇〇
			専用利用の場合	艇長五メートル未満のもの	一隻一月につき	一三、一〇〇
				艇長五メートル以上六メートル未満のもの	一隻一月につき	一八、六〇〇
				艇長六メートル以上七メートル未満のもの	一隻一月につき	二四、一〇〇
				艇長七メートル以上八メートル未満のもの	一隻一月につき	二九、六〇〇
				艇長八メートル以上九メートル未満のもの	一隻一月につき	三五、一〇〇
				艇長九メートル以上のもの	一隻一月につき	四〇、六〇〇
	船台を保管するため利用する場合				一台一月につき	二、五〇〇
船舶保管施設					一隻一月につき	二〇、三〇〇
港湾厚生施設	ヨットハウス	会議室	会議室Ａ		二時間につき	一、九〇〇
			会議室Ｂ		二時間につき	一、六〇〇
			会議室Ｃ		二時間につき	一、五〇〇
			会議室Ｄ		二時間につき	一、四〇〇
			会議室Ｅ		二時間につき	一、三〇〇
			会議室Ｆ		二時間につき	一、二〇〇
			会議室Ｇ		二時間につき	八〇〇
			会議室Ｈ		二時間につき	六〇〇
		船具用ロッカー			一個一月につき	四、七〇〇
		附属ヨット	学生及び生徒		一隻一日につき	四、一〇〇
			その他の者		一隻一日につき	五、二〇〇
荷役機械	固定式起重機				一回につき	一、五四〇
					一隻一年につき	三一、三〇〇
	移動式荷役機械				一回につき	六一〇
					一隻一年につき	一二、四〇〇
給水施設					給水量〇・五立方	一五〇

		メートルにつき	

備考

一　使用料の額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。

二　係留施設又は野積場の利用におけるディンギー型ヨットとは、機関を用いて推進することができるヨット以外のヨットで船室を有しないものをいう。

別表第四（第八条、第十一条、第十一条の二関係）

港湾施設	区分		単位	使用料の額（単位円）
軌道走行式荷役機械			一時間につき	六〇、五〇〇
荷さばき地			一平方メートル一日につき	四・九八
野積場	一般利用の場合	特級	一平方メートル一日につき	八・〇七
		一級	一平方メートル一日につき	四・九八
		二級	一平方メートル一日につき	三・八六
	専用利用の場合	特級	一平方メートル一月につき	一二一・一五
		一級	一平方メートル一月につき	七四・八
		二級	一平方メートル一月につき	五七・九八

備考

一　使用料の額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。

二　野積場の利用における特級とは、知事が指定する舗装野積場をいい、一級とは、特級以外の舗装野積場をいい、二級とは、特級及び一級以外の野積場をいう。

別表第五（第十一条、第十一条の二関係）

港湾施設	区分	単位	使用料の額（単位円）
指定浮桟橋のうち大塚地区内のもの	艇長が五メートル以下の船舶	一隻六時間につき	一、七〇〇
		一隻一日につき	二、五五〇
	艇長が五メートルを超える船舶	一隻六時間につき	一、七〇〇円に五メートルを超える艇長一メートルにつき三四〇円を加算した額
		一隻一日につき	二、五五〇円に五メートルを超える艇長一メートルにつき五一〇円を加算した額
指定浮桟橋のうち蒲郡地区内のもの		一隻一時間につき	五三〇

備考　使用料の額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位とみなして計算する。

別表第六（第十一条、第十一条の二関係）

区分	単位	使用料の額（単位円）

普通自動車	一台一回につき	六〇〇
大型自動車	一台一回につき	一、八〇〇

備考

一　普通自動車とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（以下「自動車」という。）で二輪のもの（側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）以外の自動車のうち、その長さが六メートル未満であり、かつ、その幅が二メートル未満のものをいう。

二　大型自動車とは、二輪自動車及び普通自動車以外の自動車をいう。

愛知県港湾管理条例施行規則

昭和五十三年愛知県規則第二十号

以下の規則は令和７年３月31日時点のものです。 指定管理者が管理する港湾施設に係る利用許可申請について、指定管理者が知事の承認を受けて定める方法により行うこととする等の改正を行い、令和７年６月１日から施行しました。本改正については、令和７年５月13日 愛知県公報 第604号に掲載しています。

（趣旨）

第一条　この規則は、愛知県港湾管理条例（昭和二十九年愛知県条例第四十四号。以下「条例」という。）の規定に基づき、県の管理する港湾施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（休業日）

第二条　海陽ヨットハーバー内の港湾施設の休業日は、次のとおりとする。

一　十二月二十九日から翌年一月三日まで

二　七月及び八月を除く月の水曜日（当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日）

２　指定浮桟橋のうち大塚地区内のもの（以下「指定大塚浮桟橋」という。）の休業日は、木曜日（当該木曜日が休日及び十二月三十一日から翌年一月四日までの間のいずれかの日に該当する場合を除く。）とする。

３　指定浮桟橋のうち蒲郡地区内のもの（以下「指定蒲郡浮桟橋」という。）の休業日は、水曜日とする。

４　前三項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

５　第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例第十七条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に休業日又は開業日を定めることができる。

（利用時間）

第三条　海陽ヨットハーバー内の港湾施設の利用時間は、午前八時から午後五時（五月一日から八月三十一日までの間にあつては、午後七時）までとする。

２　指定大塚浮桟橋の利用時間は、午前九時から午後五時まで（四月二十九日から九月三十日までの間の土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前八時から午後六時まで）とする。

３　指定蒲郡浮桟橋の利用時間は、午前九時から午後十時までとする。

４　駐車場（条例第八条第五号に規定する駐車場をいう。以下同じ。）の利用時間は、午前八時から午後七時までとする。

５　知事は、必要があると認めるときは、臨時に前各項の利用時間を変更することができる。

６　指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、臨時に第一項から第四項までの利用時間を変更することができる。

（放置禁止物件）

第三条の二　条例第四条第五号の規則で定める物件は、次に掲げるものとする。

一　船舶

二　貨物

三　車両

四　土石

五　コンテナ

六　前各号に掲げるもののほか、港湾施設の利用又は維持その他の管理に支障を与える程度においてこれらの物件に類するもの

（利用の許可等）

第四条　条例第八条の規定により港湾施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様

式第一）を知事（プレジャーボート泊地又は豊橋コンテナターミナル内の港湾施設（岸壁及び給水施設を除く。）の利用に係るものにあつては、指定管理者がある場合は、指定管理者）に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、海陽ヨットハーバー内の港湾施設の利用の許可を受けようとする者は海陽ヨットハーバー内港湾施設利用許可申請書（様式第二）を、指定蒲郡浮桟橋の利用の許可を受けようとする者は指定蒲郡浮桟橋利用許可申請書（様式第二の二）を、駐車場の利用の許可を受けようとする者は駐車場利用許可申請書（様式第二の二の二）を知事（指定管理者がある場合にあつては、指定管理者）に提出しなければならない。

３　前二項の規定にかかわらず、海陽ヨットハーバー内の港湾施設のうち荷役機械若しくは給水施設を利用しようとする場合（荷役機械を一年を単位として利用しようとする場合を除く。）で新たに係留施設若しくは野積場の利用の許可を必要としないとき、又は指定大塚浮桟橋を利用しようとする場合にあつては、利用券（様式第二の三）の購入をもつて条例第八条の規定による許可を受けたものとみなす。

４　第一項及び第二項の規定にかかわらず、条例別表第六に掲げる普通自動車（側車付きの二輪のものを除く。）を駐車するため駐車場を利用しようとする場合にあつては、駐車券の交付をもつて条例第八条の規定による許可を受けたものとみなす。

（利用の廃止等の届出）

第五条　条例第八条の規定により港湾施設の利用の許可を受けた者（前条第四項の規定により許可を受けたものとみなされた者を除く。）は、当該港湾施設の利用を廃止し、又は中止しようとするときは、遅滞なく、利用廃止・中止届（様式第三）を知事（プレジャーボート泊地、海陽ヨットハーバー内の港湾施設、豊橋コンテナターミナル内の港湾施設（岸壁及び給水施設を除く。）、指定浮桟橋又は駐車場の利用の許可を受けた者にあつては、指定管理者がある場合は、指定管理者）に提出しなければならない。

（工作物の設置等の許可申請）

第六条　条例第十条第一項の規定により工作物その他の設備の設置、変更又は廃止（以下「工作物の設置等」という。）の許可若しくは当該許可の更新の許可を受けようとする者は、工作物設置等許可申請書（様式第四）を知事に提出しなければならない。

（工事の着手及び完了の届出）

第七条　工作物の設置等の許可を受けた者は、当該工作物の設置等の工事に着手しようとするときは工事着手届（様式第五）を、当該工事が完了したときは工事完了届（様式第六）を知事に提出しなければならない。

（利用料金の承認に係る公告の方法）

第八条　条例第十一条の二第五項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用するとともに、条例第八条第二号に掲げる港湾施設に係るものにあつてはヨットハウスの掲示場に、同条第三号から第五号までに掲げる港湾施設に係るものにあつては当該港湾施設に係る指定管理者の当該港湾施設の管理に係る事務所の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

（原形復旧の検査）

第九条　条例第十四条の規定により港湾施設を原形に復旧した者は、遅滞なく、原形復旧検査申請書（様式第七）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第十条　条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄建設事務所の長（常滑港及び衣浦港に関するものについては衣浦港務所長、三河港に関するものについては三河港務所長）を経由しなければならない。

附　則

１　この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

２　愛知県港湾管理規則（昭和三十五年愛知県規則第十一号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

３　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

４　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて調製されている申請書及び届出書の用紙は、こ

の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（昭和五十六年三月二十七日規則第十五号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附　則（昭和五十七年三月二十九日規則第二十二号）

1　この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の愛知県港湾管理条例施行規則第二条第二項の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の愛知県港湾管理条例施行規則第二条第二項の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附　則（昭和六十年三月二十七日規則第二十八号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則（昭和六十三年三月二十八日規則第三十一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附　則（平成元年九月二十九日規則第六十六号）

この規則は、平成元年十月一日から施行する。

附　則（平成四年三月二十五日規則第二十四号）

この規則は、平成四年五月一日から施行する。ただし、様式第一（その七）を削る改正規定は、同年四月一日から施行する。

附　則（平成五年三月二十九日規則第二十一号）

1　この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の愛知県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成六年六月二十九日規則第六十九号）

この規則は、平成六年七月一日から施行する。

附　則（平成七年三月二十二日規則第二十六号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附　則（平成九年三月三十一日規則第四十二号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附　則（平成十年十月三十日規則第八十六号）

この規則は、平成十年十一月一日から施行する。

附　則（平成十一年三月二十三日規則第二十六号）

1　この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の愛知県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて提出されている岸壁・係船浮標利用許可申請書は、改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附　則（平成十二年三月二十八日規則第二十四号）

この規則は、平成十二年五月一日から施行する。

附　則（平成十三年三月三十日規則第五十五号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成十四年三月二十六日規則第二十七号）

1　この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の愛知県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附　則（平成十五年三月二十八日規則第四十三号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附　則（平成十七年七月八日規則第百号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日以後の港湾施設の管理及び

利用について適用し、同日前の港湾施設の管理（同日前における愛知県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成十七年愛知県条例第七十五号）による改正前の愛知県港湾管理条例（昭和二十九年愛知県条例第四十四号。以下「旧条例」という。）第八条の規定による同日以後の旧条例第十一条の二第一項各号に掲げる港湾施設の利用の許可に関することを含む。）及び利用については、改正前の同規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（平成十七年十月二十八日規則第百十四号）

この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

附　則（平成十八年二月十七日規則第四号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の各規則の規定（利用料金の承認に係る公告に関する部分に限る。）は、平成十八年四月一日以後の各施設の利用に係る料金の承認に係る公告について適用する。

附　則（平成十八年三月二十八日規則第十四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成十九年十月十六日規則第六十号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定は、平成二十年七月十五日以後の愛知県港湾管理条例（昭和二十九年愛知県条例第四十四号）第八条に規定する駐車場の管理及び利用について適用する。

附　則（平成二十年三月二十五日規則第十二号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定は、平成二十年九月一日以後の愛知県港湾管理条例（昭和二十九年愛知県条例第四十四号）第八条第三号に規定する豊橋コンテナターミナル内の港湾施設の管理及び利用について適用し、同日前の当該港湾施設の管理及び利用については、改正前の愛知県港湾管理条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附　則（平成二十二年二月十九日規則第八号）

1　この規則は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の愛知県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて作成されている利用許可申請書の用紙は、改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成二十六年三月二十八日規則第十六号）

1　この規則は、平成二十六年五月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の愛知県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて作成されている海陽ヨットハーバー内港湾施設利用許可申請書の用紙は、港湾厚生施設の会議室の利用又は荷役機械の一年を単位とする利用の許可を受けようとする場合を除き、改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成三十年六月十九日規則第四十九号）

この規則は、平成三十年六月二十日から施行する。

附　則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則（令和二年十二月二十八日規則第八十号）

1　この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和三年三月三十日規則第二十五号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の愛知県港湾管理条例施行規則の規定に基づいて作成されている係留施設利用許可申請書の用紙は、改正後の愛知県港湾管理条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和六年十二月二十七日規則第五十六号）

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

様式第１（その１）（第４条関係）

係留施設利用許可申請書

年　月　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所
　　　　氏　名
（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
　　　　船長氏名

【　外航・内航　】

申請者コード

船舶基本情報	船名		IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）	
	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】／【汽船・機船・機帆船・その他】		
	国籍		船籍港	
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長
	連絡方法	呼出符号（信号符字）	船舶電話番号、インマルサット電話番号、ＦＡＸ番号その他連絡方法	

船主等情報	船主名（所有者名）・住所・電話番号又はＦＡＸ番号	（コード）
	（名前）	
	（住所）	
	（電話番号又はＦＡＸ番号）	
	運航者名・住所・電話番号又はＦＡＸ番号（運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はＦＡＸ番号を併記すること。）	
	（名前）	（コード）
	（住所）	
	（電話番号又はＦＡＸ番号）	
	代理人（店）名・住所・電話番号又はＦＡＸ番号	（コード）
	（名前）	
	（住所）	
	（電話番号又はＦＡＸ番号）	

入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月　日　時　分	
	停泊目的	希望びょう泊場所	びょう泊予定期間 月　日　時　分から 月　日　時　分まで	
	係留施設（希望船席）名称・場所		（コード）	
	着岸（予定）日時 月　日　時　分		離岸（予定）日時 月　日　時　分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
	移動理由	移動予定日時 月　日　時　分	移動後停泊予定期間 月　日　時　分から 月　日　時　分まで	
	運航区分 【　入港・移動　】	着岸舷側 【　左舷・右舷　】	（被）接舷船名	最大喫水（入港から出港まで） （m）

航海情報	航路名			【　優先指定・定期・不定期　】
	仕出港	前港	次港	仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 （入域位置）【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】（予定日時）　月　日　時　分			

<table>
<tr><td colspan="3">船名</td><td colspan="3">IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">貨物情報</td><td colspan="3">本邦内での陸揚貨物の種類（積荷地）・数量</td><td colspan="2">入港予定港における船積貨物の種類・数量</td></tr>
<tr><td>入港予定港</td><td>（種類）</td><td>（数量）</td><td rowspan="2">（種類）</td><td rowspan="2">（数量）</td></tr>
<tr><td>その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">危険物情報</td><td></td><td colspan="2">品名（積荷地）・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）</td><td>こん包の数・正味重量</td><td>船舶内の積付け位置</td></tr>
<tr><td>入港時</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>出港時</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">危険物荷役情報</td><td colspan="5">危険物荷役業者名・電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="5">危険物荷役期間
月　日　時　分から
月　日　時　分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="13">保障契約情報</td><td rowspan="6">保障契約締結の有無
【　有　・　無　】</td><td colspan="4">保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般船舶等保障契約証明書</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">難破物保障契約証明書</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ＣＬＣ条約証書</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">バンカー条約証書</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ナイロビ条約証書</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">保障契約証明書等を有していない場合の記入事項</td><td colspan="2">①保険者等の氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②保障契約の証書の番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③保障契約の有効期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか</td><td>【なっている・なっていない】</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤保障限度額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無　【　有・無　】</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2　この申請書は、岸壁（大型船用桟橋及び大型船用浮桟橋を含む。）、係船浮標又は物揚場（小型船用桟橋を含む。）を利用する場合に使用する。

3　「連絡方法」の欄については、内航船舶の場合は、呼出符号（信号符字）のみ記載すること。

4　「貨物情報」の欄及び「危険物情報」の欄の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。

5　「その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）」の欄については、内航船舶の場合は、記載する必要はない。

6　「危険物情報」の「入港時」の欄は、「荷卸しする危険物」及び「その他の危険物」に区分して記載し、「危険物情報」の「出港時」の欄には、「積み込む危険物」を記載すること。荷役しない「その他の危険物」については、「船舶内の積付け位置」の欄に、その開放又は非開放の別も記載すること。

7　「危険物荷役情報」の欄は、荷役関係者が記載すること。

8　「保障契約証明書等」とは、次に掲げる保障契約の区分に応じ、それぞれ次に定める書面をいう。

（１）　タンカー油濁損害賠償保障契約　船舶油濁等損害賠償保障法施行規則（昭和51年運輸省令第３号。以下「油賠法規則」という。）第３号様式による証明書、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「ＣＬＣ条約」という。）の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証するＣＬＣ条約の附属書の様式による書面又は外国が交付したＣＬＣ条約第７条第12項に規定する証明書

（２）　一般船舶等油濁損害賠償保障契約　油賠法規則第６号様式若しくは第７号様式による証明書、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「バンカー条約」という。）の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証するバンカー条約の附属書の様式による書面又は外国が交付したバンカー条約第７条第14項に規定する証明書

（３）　難破物除去損害賠償保障契約　油賠法規則第８号様式若しくは第９号様式による証明書、二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（以下「ナイロビ条約」という。）の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証するナイロビ条約の附属書の様式による書面又は外国が交付したナイロビ条約第12条第14項に規定する証明書

9　「保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）」の欄については、次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれ次に定める欄に当該書面の番号を記載すること。

（１）　油賠法規則第７号様式による証明書　「一般船舶等保障契約証明書」の欄

（２）　油賠法規則第９号様式による証明書　「難破物保障契約証明書」の欄

（３）　前号(１)に定める書面　「ＣＬＣ条約証書」の欄

（４）　前号(２)に定める書面（(１)に掲げる書面を除く。）　「バンカー条約証書」の欄

（５）　前号(３)に定める書面（(２)に掲げる書面を除く。）　「ナイロビ条約証書」の欄

10　「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、一般船舶等油濁損害賠償保障契約（総トン数100トン以上1,000トン以下の一般船舶に係るものに限る。）又は難破物除去損害賠償保障契約（総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶に係るものに限る。）が国土交通大臣の指定する保険者等と締結したものである場合で、当該保障契約に係る保障契約証明書等を有していないときに記載すること。

11　「過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無」については、特定海域への入域の有無も含むこと。

様式第１（その２）（第４条関係）

浮桟橋・ヨット泊地
モーターボート泊地　利用許可申請書
プレジャーボート泊地

年　月　日

愛知県知事　　　　　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

浮桟橋・ヨット泊地
次のとおりモーターボート泊地　を利用したいので、許可してください。
プレジャーボート泊地

港湾名	
場所	
船名	
艇長	メートル
利用目的	
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで
摘要	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第１（その３）（第４条関係）

軌道走行式荷役機械利用許可申請書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり軌道走行式荷役機械を利用したいので、許可してください。

港湾名	
船名	
利用の日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
摘要	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第１（その４）（第４条関係）

港湾施設（荷さばき地・野積場）利用許可申請書

年　月　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所
　　　　氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり荷さばき地／野　積　場を利用したいので、許可してください。

<table>
<tr><td>申請者コード</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設コード</td><td></td><td>施設名称</td><td></td></tr>
<tr><td>利用面積</td><td>㎡</td><td>利用区画（区画名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用予定期間</td><td colspan="3">年　月　日　時　分から</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　月　日　時　分まで</td></tr>
<tr><td rowspan="4">貨物</td><td>品名コード</td><td>品名</td><td>個数・トン数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　この申請書は、荷さばき地及び野積場（豊橋コンテナターミナル内の荷さばき地及び野積場を除く。）を利用する場合に使用する。
３　「備考」の欄に一般利用又は専用利用の別、利用目的及び利用面積の形状を記載すること。
４　１施設１区分を１葉で申請すること。

様式第１（その５）（第４条関係）

荷さばき地・上屋・野積場
水面木材整理場 ・ 貯木場 利用許可申請書

年　月　日

愛知県知事　　　　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり 荷さばき地・上屋・野積場 / 水面木材整理場 ・ 貯木場 を利用したいので、許可してください。

港湾名		利用区分	一般・専用
利用場所			
利用目的		利用期間	年　月　日から 年　月　日まで　日間
貨物の品名及び数量			
利用面積	平方メートル		
利用面積の形状			
摘要			

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　この申請書は、上屋、水面木材整理場、貯木場並びに豊橋コンテナターミナル内の荷さばき地及び野積場を利用する場合に使用する。

３　動力用コンセント又は冷凍コンテナ用コンセントを利用期間内に利用する者にあつては、摘要欄にその旨を記載するとともに、別紙１又は別紙２の申請書を提出すること。

４　１施設１区分を１葉で申請すること。

５　指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

別紙１

動力用コンセント利用申請書

年　　月　　日

愛知県知事　　　　　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、コンセントを利用させてください。

利用コンセント	100Ｖ用・200Ｖ用			
利用コンセントの位置	上屋第　　　　号			
使用機械等の名称	利用の日時	利用時間（ｈ）	電気容量（W）	電気使用量（Wｈ）
	月　　日　　時から時まで			
	月　　日　　時から時まで			
	月　　日　　時から時まで			
	月　　日　　時から時まで			
	月　　日　　時から時まで			
	月　　日　　時から時まで			
利用港湾施設及び利用期間				
摘要				

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　利用申請は、コンセントごとに提出すること。

別紙２

冷凍コンテナ用コンセント利用申請書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、コンセントを利用させてください。

利用の日時	年　　月　　日　時から　　年　　月　　日　時まで		
利用個数	個	延べ利用時間	延べ　　　　時間
摘要			

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　指定管理者がある場合にあつては、この別紙中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第１（その６）（第４条関係）

港湾環境整備施設利用許可申請書

愛知県知事　　　　　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、港湾環境整備施設を利用したいので、許可してください。

利用目的	
利用施設	
利用期間	年　月　日　時から　時まで
利用責任者	電話　番
摘　要	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第１（その７）（第４条関係）

船舶給水利用許可申請書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所
氏　名
（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり給水を受けたいので、許可してください。

【外　航・内　航】

港湾名	
申請者コード	
船名	
信号符字（コールサイン）等	
総トン数	
給水種別	岸壁給水
給水希望日時	月　　日　　時　　分
給水申込数量	㎥
希望給水場所	
希望給水場所コード	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第１（その８）（第４条関係）

泊地利用許可申請書

年　月　日

愛知県知事　　　　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり泊地を利用したいので、許可してください。

港湾名	
場所	地先　—　メートル泊地
船名	
船舶総トン数	
利用目的	
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで
摘要	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　この申請書は、泊地（モーターボート泊地、ヨット泊地及びプレジャーボート泊地を除く。）を利用する場合に使用する。

様式第２（その１）（第４条関係）

海陽ヨットハーバー内港湾施設利用許可申請書（専用利用）

年　　月　　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所

氏　名

(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

次のとおり港湾施設を利用したいので、許可してください。

利用施設	係留施設	ディンギー型ヨット	隻
		その他のヨット（艇長　　メートル）	隻
	野積場	ディンギー型ヨット	隻
		その他のヨット（艇長　　メートル）	隻
		船台	台
	船舶保管施設		隻
	港湾厚生施設	船具用ロッカー	個
利用期間	年　月　日から　年　月　日まで（　月）		
利用責任者	電話　局　番		
摘要			

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2　艇を共同で使用する場合は、利用者全員の住所、氏名、勤務先、連絡方法等を記入した利用者名簿を添付すること。

3　指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第２（その２）（第４条関係）

海陽ヨットハーバー内港湾施設利用許可申請書（一般利用）

年　　月　　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり港湾施設を利用したいので、許可してください。

<table>
<tr><td rowspan="13">利用施設</td><td rowspan="2">係留施設</td><td colspan="3">ディンギー型ヨット　隻</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他のヨット（艇長　メートル）　隻</td></tr>
<tr><td rowspan="2">野積場</td><td colspan="3">ディンギー型ヨット　隻</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他のヨット（艇長　メートル）　隻</td></tr>
<tr><td rowspan="2">港湾厚生施設</td><td colspan="3">会議室（　　）
時　分～　時　分（　時間）</td></tr>
<tr><td colspan="3">附属ヨット　隻</td></tr>
<tr><td rowspan="6">荷役機械</td><td rowspan="3">固定式起重機</td><td colspan="2">回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1年</td><td>艇長　メートル</td></tr>
<tr><td>艇名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">移動式荷役機械</td><td colspan="2">回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1年</td><td>艇長　メートル</td></tr>
<tr><td>艇名</td></tr>
<tr><td>給水施設</td><td colspan="3">給水量　立方メートル</td></tr>
<tr><td>利用期間</td><td colspan="4">年　月　日から　年　月　日まで（　日）</td></tr>
<tr><td>利用責任者</td><td colspan="4">電話　局　番</td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2　附属ヨットを利用する場合は、各艇ごとに、利用者全員の氏名、年齢、学生又は一般の別及び連絡先等を記入した利用者名簿を添付すること。

3　荷役機械を１年を単位として利用する場合において、艇を共同で使用するときは、利用者全員の住所、氏名及び連絡先等を記入した利用者名簿を添付すること。

4　指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第２の２（第４条関係）

指定蒲郡浮桟橋利用許可申請書

年　月　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり指定蒲郡浮桟橋を利用したいので、許可してください。

船　名	
艇　長	メートル
利用目的	
利用期間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
利用責任者	電話
リフトの使用	要　　不要
摘　要	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第２の２の２（第４条関係）

駐車場利用許可申請書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

申請者　住　所

氏　名

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

次のとおり駐車場を利用したいので、許可してください。

車両寸法（全長×全幅）	（単位：㎜）
台数	（単位：台）
利用期間	年　　月　　日　　時　　分から 時　　分まで
利用責任者	電話
摘要	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　　２　指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第２の３（その１）（第４条関係）

年　月　日　No. 海陽ヨットハーバー 荷　役　機　械 利　　用　　券 固定式起重機 移動式荷役機械 1回　　　　円	年　月　日　No. 海陽ヨットハーバー 荷役機械利用券 固定式起重機 移動式荷役機械 1回　　　　円	海陽ヨットハーバー 荷　役　機　械 利　　用　　券 固定式起重機 移動式荷役機械

50ミリメートル　80ミリメートル　50ミリメートル

180ミリメートル

40ミリメートル

備考　地色は、茶色とすること。

様式第２の３（その２）（第４条関係）

年　月　日　No. 海陽ヨットハーバー 給　水　施　設 利　　用　　券 0.5m^3　　　　円	年　月　日　No. 海陽ヨットハーバー 給水施設利用券 0.5m^3　　　　円

50ミリメートル　80ミリメートル

130ミリメートル

40ミリメートル

備考　地色は、水色とすること。

様式第２の３（その３）（第４条関係）

年　月　日　No. 指定大塚浮桟橋 利　用　券 年　月　日 時　　分まで 　　　　円	年　月　日　No. 指定大塚浮桟橋利用券 年　月　日 時　　分まで 　　　　円	指定大塚浮桟橋 利　用　券 年　月　日 時　　分まで

50ミリメートル　80ミリメートル　50ミリメートル

180ミリメートル

40ミリメートル

備考　地色は、白色とすること。

様式第３（第５条関係）

利用廃止/中止届

年　月　日

愛知県知事　殿

届出者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、港湾施設の利用を廃止/中止しました。

港湾名	
場所	
許可年月日及び番号	年　月　日付け　第　号
許可の内容	
許可期間	年　月　日から　年　月　日まで
利用廃止/中止年月日	年　月　日
利用廃止/中止理由	
摘要	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県知事」とあるのは、「愛知県知事/指定管理者」とする。

様式第４（その１）（第６条関係）

工作物設置等許可申請書

年　月　日

愛知県知事　　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり工作物を設置・変更・廃止したいので、許可してください。

港湾名	
場所	
港湾施設名	
工作物等の名称及び面積	平方メートル
設置・変更・廃止目的	
期間	年　月　日から　年　月　日まで
工事期間	年　月　日から　年　月　日まで
摘要	

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

2　期間欄は、変更又は廃止の場合には設置の許可期間を記入すること。

3　添付書類

（1）位置図　（2）求積図　（3）実測平面図　（4）土地整理図の写し　（5）工事計画説明書　（6）設計書　（7）施設構造図　（8）港湾施設との関係を示す縦断図及び横断図　（9）申請箇所の写真　（10）工作物の設置等に関し、直接の利害関係者のあるときは、その者の承諾書

様式第４（その２）（第６条関係）

工作物設置等許可（更新）申請書

愛知県知事　殿

申請者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、工作物の設置等の許可を更新したいので、許可してください。

港湾名	
場所	
港湾施設名	
工作物等の名称及び面積	平方メートル
更新の目的	
期間	年　月　日から　年　月　日まで
更新しようとする許可を受けた年月日	年　月　日
摘要	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　添付書類

（１）　位置図　（２）　更新箇所の写真　（３）　現に受けている許可書の写し

様式第５（第７条関係）

工　事　着　手　届

年　月　日

愛知県知事　殿

届出者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

年　月　日付け　第　号をもって許可を受けた工作物の

設置
変更の工事を　年　月　日から着手します。
廃止

なお、完了は　年　月　日の予定であります。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第６（第７条関係）

工　事　完　了　届

年　月　日

愛知県知事　殿

届出者　住　所

氏　名

（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

年　月　日付け　第　号をもって許可を受けた工作物の

設置
変更の工事を　年　月　日に完了しました。
廃止

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　完了の状況を示す写真を添付すること。

様式第７（第９条関係）

原形復旧検査申請書 年　　月　　日 愛知県知事　殿 申請者　住　所 氏　名 （法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名） 次のとおり　　年　　月　　日付け　　第　　　号をもつて工作物の設置等の許可を受けた港湾施設を原形に復旧しましたので、検査してください。	
港　　湾　　名	
場所及び施設名	
原形復旧完了年月日	年　　　月　　　日
原形復旧理由	許可期間の満了・許可の取消し
検査を受けたい期日	年　　　月　　　日
摘　　　　要	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　　２　添付書類
　　　（１）　位置図　（２）　平面図　（３）　原形復旧の状況を示す写真